

令和7年第2回防府市議会定例会会議録（その4）

○令和7年6月23日（月曜日）

○議事日程

令和7年6月23日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 藤 村 こずえ 君 | 2 番 | 中 谷 哲 君 |
| 3 番 | 上 野 忠 彦 君 | 4 番 | 原 田 典 子 君 |
| 5 番 | 藤 本 真 未 君 | 6 番 | 松 村 学 君 |
| 7 番 | 田 中 健 次 君 | 8 番 | 石 田 卓 成 君 |
| 9 番 | 宮 元 照 美 君 | 10 番 | 河 村 孝 君 |
| 11 番 | 梅 本 洋 平 君 | 12 番 | 上 田 和 夫 君 |
| 13 番 | 曾 我 好 則 君 | 14 番 | 宇多村 史 朗 君 |
| 15 番 | 生 野 美 輪 君 | 16 番 | 山 田 耕 治 君 |
| 17 番 | 和 田 敏 明 君 | 18 番 | 久 保 潤 爾 君 |
| 19 番 | 森 重 豊 君 | 20 番 | 重 田 直 輝 君 |
| 21 番 | 三 原 昭 治 君 | 22 番 | 村 木 正 弘 君 |
| 23 番 | 田 中 敏 靖 君 | 24 番 | 河 杉 憲 二 君 |
| 25 番 | 安 村 政 治 君 | | |

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

| | | | |
|-------------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| 市 長 | 池 田 豊 君 | 副 市 長 | 能 野 英 人 君 |
| 教 育 長 | 江 山 稔 君 | 代 表 監 査 委 員 | 末 吉 正 幸 君 |
| 上 下 水 道 事 業 管 理 者 | 河 内 政 昭 君 | 総 務 部 長 | 白 井 智 浩 君 |
| 人 事 課 長 | 糸 井 純 平 君 | 総 合 政 策 部 長 | 永 松 勉 君 |
| 文 化 ス ポ ー ツ 観 光 交 流 部 長 | 松 村 慎 吾 君 | 生 活 環 境 部 長 | 亀 井 幸 一 君 |
| 福 祉 部 長 | 藤 井 一 郎 君 | 保 健 こ ど も 部 長 | 石 丸 典 子 君 |
| 産 業 振 興 部 長 | 杉 江 純 一 君 | 土 木 都 市 建 設 部 長 | 藤 本 英 明 君 |
| 会 計 管 理 者 | 國 澤 明 君 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 栗 原 努 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 原 田 一 幸 君 | 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 須 藤 千 鶴 君 |
| 消 防 長 | 山 崎 泰 介 君 | 教 育 部 長 | 高 橋 光 男 君 |

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岡 田 元 子 君 議 会 事 務 局 次 長 篠 原 昭 二 君

午前10時 開議

○議長（安村 政治君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（安村 政治君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。8番、石田議員、9番、宮元議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安村 政治君） 議事日程につきましては、先週に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

ここで、生野議員から、去る6月20日の一般質問における発言を訂正したい旨の申出がありましたので、これを許可します。15番、生野議員。

○15番（生野 美輪君） 去る6月20日の私の一般質問の中で訂正を要する箇所がございました。お手元に配付のとおりでございますが、おわびを申し上げ、訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） これより質問に入ります。最初は、20番、重田議員。

〔20番 重田 直輝君 登壇〕

○20番（重田 直輝君） おはようございます。会派「市民の声」の重田直輝でございます。

本日は、大崎・佐野地域に整備が進められている佐波川右岸の広域防災広場や県立総合医療センター、これらの大規模施設の整備をきっかけとしてこの地域のまちづくりをどのように進めていくのか、この1点に絞って質問いたします。

この地域には、そのほか県によるアクセス道路の建設が予定されており、防府市内でも大きな転機を迎える地域の一つとなっております。

まず、防災の拠点が防府にでき、また医療の拠点たる医療センターが引き続き防府に存続することになりました。市民の方にとって安全・安心な生活を送ることができる環境が整備され、防府の未来に向けて果敢なインフラ整備の取組には敬意を表しますとともに、市長をはじめ執行部職員の方におかれましては、大型事業を鋭意丁寧に進められていることに感謝しております。

さて、この地域はもともと県の農業振興地域に指定され、市としても農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域に定められてきた農業を基本とする土地利用が前提の場所でもありました。そのようなエリアが防災・医療の拠点へと変化をしていく中で、この大きな変化をどのように受け止めどのように導いていくか、今まさに市の政策判断が問われていると感じております。

防災広場は市民の命を守る備えとして、近年激甚化する災害への対応拠点として大きな期待が寄せられています。また、県立総合医療センターについても、市民にとって高度医療の受皿として市内での整備が実現することは評価されるべきものです。しかしながら防災・医療の拠点が個別に整備されるだけでは、地域の持続的な活性化にはつながりません。これらの施設整備が呼び水となり、新たな生活需要や経済活動と呼び込むような地域に根差したまちづくりへとつなげていく必要があると考えております。そのためには、単なる建物の整備だけではなく、人の流れや暮らし方の変化を見据えた都市政策が求められます。地域の商業・福祉・防災といった分野が有機的に結びつくような空間整備が理想であり、住民同士のつながりや地域活動が自然と生まれるような設計を取り入れていくべきだと考えております。

この地域はもともと降雨時に水路の処理能力を超えた越水、冠水が起きやすい特性を持っています。広場整備に当たっては調整池の設置や排水ポンプの強化が計画されていると伺っておりますが、今後医療センターの整備に伴う造成によって土地のかさ上げが進めば、排水能力のさらなる強化が必要となることが懸念されます。この点について、市として県に対してどのような費用負担や役割分担を想定しているのか明確にしておく必要があります。

す。

次に、県立総合医療センターに関し、入院時に必要な日用品、タオルや洗面器具、下着など、急遽そろえられるようなドラッグストアやコンビニなどの商業施設も地域の利便性を高める上で非常に重要です。また、こうした施設は地域住民だけではなく、医療関係者やお見舞いの来訪者にも利用されることを想定し、一定規模や品ぞろえが必要になると推察いたします。医療センターに隣接して環境保健センターや職員宿舎、駐車場などの整備も進められると伺っております。来訪者や地域住民が増加することから、単なる便益にとどまらず、地域経済への波及効果も期待されます。また、防災広場についても、地域に根差した憩いの場とされている以上、ただの空き地ではなく、実際に人が集い過ごせる空間として整備する必要があります。具体的には、新築地町防災広場、いわゆるメバル公園のようなモデルが参考になります。メバル公園のあの象徴的なメバル遊具は、災害時には仮設テントとして約50名収容できるシェルターにも転用できる設備であり、週末にはこども連れでにぎわう地域に根差した人気のスポットです。隣接する道の駅 潮彩市場防府では、休憩や地元産の農林水産物を含む買物も可能な場所です。今後の整備においても、平時ににぎわいを生む場として遊具の設置やカフェ、飲食スペース、さらには地元産品を販売する施設の建設など、地域と市街をつなぐ拠点づくりを検討すべきではないでしょうか。

以上を踏まえ、大きく3点伺います。

1点目、県の整備する県道、医療センター等の整備に伴い、地域の排水能力のさらなる強化が必要となる可能性について、市としてどのように認識し対応を想定しているかお聞きいたします。

2点目、現在、当地区が指定されている農用地区域の中で県立総合医療センターの利便性を向上させるドラッグストア等の商業施設の立地について、どのように考えているのかお聞きいたします。

最後に3点目、佐波川右岸の広域防災広場を地域に根差した憩いの場とするために、遊具や休憩・飲食スペース等を整備するかなどの計画についてお尋ねをいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（安村 政治君） 20番、重田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 重田議員の広域防災広場や県立総合医療センター等の整備を契機とした地域の土地利用とまちづくりの方向性についての3点の御質問のうち、私からは1点目と2点目の御質問にお答えいたします。

私は、市民の安全・安心の確保のため災害に強いまちづくりを推進することは、市政の

最重要課題であると考えております。そのため、防災拠点機能を備えた新庁舎や消防署東出張所、市街地の防災拠点となる公会堂北防災広場の整備を進め、防災力の強化につながる防災ネットワークの構築に全力で取り組んでいるところでございます。

その中でも、佐波川右岸の広域防災広場の整備につきましては、その隣接に県立総合医療センターが建て替え移転され、アクセス道路も整備されることから、今後、防災・医療の一大拠点として、本市のみならず、県央部の防災力の強化につながるものと考えております。

まず、1点目の排水対策の強化とその対応についてです。

県立総合医療センターや広域防災広場の整備につきましては、大規模な造成となることから、大雨時の対策が必要となってまいります。その対策として、これまで農地が有していた保水機能を維持するため、敷地内に降った雨を一時的に貯留し、下流域への流量が急激に増加しないよう、県と市が、県は総合医療センターの区域内に、市は広域防災広場の区域内に、それぞれ地下調整池を設置する計画としております。

広域防災広場内の地下調整池については、昨年度から既に広域防災広場造成工事において整備を進めており、今年度中には完成する予定となっております。

一方、下流域であります玉祖神社周辺の居合地区では、過去度々浸水被害が発生してきたことから、地元からの要望により、この地区の浸水対策を実施することとしており、現在、地元の皆様と調整をしながら最も効果的な案を検討しているところでございます。

次に、2点目の農用地区域と民間商業施設の誘導立地に関する市の考え方についてです。

防府農業振興地域整備計画では、広域防災広場や県立総合医療センター建設予定地の周辺エリアを農業の振興を図る農用地区域としています。また、このエリアでは、農地の集積を進め生産効率の向上を図るため、建設予定地の南側に広がる約20ヘクタールの農地では場整備を計画しており、地域の皆様、県や市が一体となって事業採択に向けた協議を進めているところでございます。

私は、エリア全体を取り巻く環境が大きく変わろうとしている中、議員お示しの県立総合医療センター周辺の土地利用の在り方については、本市にとって重要な課題であると考えており、今後、同センターの具体的な計画が進む中で、県などの関係機関、そして地元の皆様の御意見をしっかりとお聴きしながら検討することとしております。

今後も、県立総合医療センターや広域防災広場の整備に当たっては、県と市が一体となってしっかりと取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。残りの質問につきましては、土木都市建設部長のほうから答弁させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安村 政治君） 土木都市建設部長。

〔土木都市建設部長 藤本 英明君 登壇〕

○土木都市建設部長（藤本 英明君） 私からは、3点目の広域防災広場の地域拠点化に向けた整備方針についての御質問にお答えいたします。

広域防災広場につきましては、大規模災害時における物資輸送の拠点として、本市の備蓄物資や国・県等からの支援物資の受け入れに必要な規模の防災倉庫を整備することとしております。また、約8ヘクタールに及ぶ広大な敷地は、災害時には自衛隊等支援部隊のベースキャンプ地やDMA Tの活動拠点、臨時ヘリポートや応急仮設住宅の建設用地などに利用できる広場や駐車場にすることとしております。

議員お尋ねの平常時の整備方針につきましては、広大な敷地を生かし、まずはグラウンドゴルフなどの運動広場や気軽に散歩できる遊歩道などの整備をすることとしています。

その上で、広域防災広場が広く市民の皆様に愛され、議員お示しの地域に根差した憩いの場ともなるよう検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 20番、重田議員。

○20番（重田 直輝君） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

1点目の県との役割分担について、特に浸水対策で地元住民の意見を聴きながら地域の調整池を整備されるということで、大変地域の方が懸念されているところが一つ解消しているのかなというふうに評価をしております。また、防災広場においても調整池を整備し、また県のほうにも同じような設備が整えられるということで、県が整備する部分が地域への影響というのはきちんと考慮されていると安心したところでございます。

次に、2点目、3点目まとめてなんですけれども、県において令和12年度の県立総合医療センター開業に向け、今年度は造成と建築の設計を行っている段階でありますので、まだ県のほうが様々なことを公表されていないということで、地域の声や県との連携を図っていくという御答弁であったと思います。確かによく関係機関との連携という言葉をよく市長おっしゃると思うんですけれども、防府市は特に山口県と単なる連携ではなくて太いパイプを生かして、県がこれから設計に入っていくわけでございますけれども。県が公表するという前にいろんな防府市の思いだったり、市民の意見をしっかり伝えていただいて、先ほど遊具の設置などはあまりこう、一旦は計画はないというふうな認識でおりますけれども、市長はこれまでメバル公園をはじめ、防府競輪場内のKEIRINパークだったり、太平山山頂公園、全世代が集える場所を整備されてこられました。この防災広場もいずれはこのような場所になっていくように期待をしておりますので、どうぞよろしくお

願いをいたします。

さて、ここからはちょっと技術的な話をさせていただくんですけれども、私は職員のとときに、先ほど答弁の中にありました防府農業振興地域整備計画の実務にも携わっておいりましたので、少し技術的な話をさせていただきます。

この計画では、農用地区域の指定方針というのが記載されておりまして、引用しますと、10ヘクタール以上の集団的な農用地等が指定されているという基準になっております。このエリアにおいて特に、現在農用地の区域の指定図と県や市の計画を重ねてみますと、先ほど南側はほ場整備に向けて引き続き農業の振興を図っていくというふうなことをおっしゃったと思うんですけれども、特に今計画されている県道ができる北側においては農地の集団性が失われて面積基準を下回るんじゃないかなというふうに推察しております。よって、この地域の農地というのは農用地区域の指定がいずれ解除されて、農地法上の第2種農地に分類される可能性が高いのではないかなというふうに考えております。第2種農地というのは、条件を満たせば太陽光発電所などへの転用が原則可能なエリアになってきます。今回も太陽光発電の話題が同僚議員の一般質問の中でも少し出てまいりましたが、再生エネルギー政策の一環として一定の意義があることは理解をしております。ただし現実には管理不全の太陽光発電所が各地で問題となっており、雑草が伸び放題、用排水路の破損、景観や営農への影響など、地域との調和を欠く事例も少なくありません。

防府市でも例外ではなく、例えば西浦の女山周辺では、農地法の判定基準を縫うように第2種農地の部分だけが太陽光発電所へと転用されている状況があります。平成21年から再生エネルギーの固定買取制度がスタートし、開発が加速していた時期にちょうど市の職員として農業振興課で農地の開発や転用の許可に関する業務もしておりましたので思いも強いんですけれども。現在米の価格が高騰し、備蓄米の放出がされていますが、当時から水田が減少し、太陽光ばかりになってしまうのではないかなと問題意識を持っておったわけですが、そのようになってしまったのは残念に思っております。

このような状況を踏まえ、今年の4月1日から防府市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例が施行されたと承知をしております。この条例も設置できる区域など踏み込んだ内容ではなく、効果は限定的なのではないかなというふうに思っておるところです。

今回の大崎・佐野地区も同様の道をたどれば農地の持つ保水機能が損なわれ、排水の観点からも負荷が一気に高まることが懸念されます。さらに接道のない農地をお持ちの方には、農業の担い手不足や管理が困難などの理由から、転用の見込みがなく、太陽光発電事業者に売却される可能性もあるんじゃないかなというふうに考えております。テレビCM

などでも発電用地の募集が続く中、同地区においても調整池やポンプの機能強化だけでは不十分になる可能性があると思います。

防府市は平成の大合併期にも単独姿勢を貫き、コンパクトなまちづくりを進めてまいりました。その過程で用途地域や開発条件の設定など、都市計画的観点・視点から地域の将来像を描き、市民の皆様の理解と協力の下、整備が進められてきたと認識しております。今後もこうした理念を継承し、今後、太陽光をはじめとする民間施設が乱立しないよう、一定のゾーニングや設置基準の厳格化が必要なのではないでしょうか。都市計画とは、現在だけではなく、将来を見据えて地域の形を決めていく仕事です。だからこそ経済合理性だけではなく、公共性、永続性、環境性といった観点も併せて考える必要があります。大崎・佐野地区は、防府市の将来を見据えた中でも極めて重要なエリアであり、農地の保全、災害への備え、都市機能の拡充をいかにバランスよく進めていくかが問われています。そのバランスを適切に導くのが行政のまちづくりの責任でもあります。

最後になりますが、用地買収に応じてくださった方々の中には、先祖代々の土地を手放すという大きな決断をされた方やこの地域に住み続けたいという強い思いを持っておられた方も多くいらっしゃったはずです。そうした思いに応えるためにも、新たに整備される各施設が、単なる箱物にとどまることなく、地域に実益をもたらす存在となるよう、市には長期的な視野に立った整備と規制の両立をお願いしたいと思います。これは単なる一地域の問題ではなく、防府市全体のまちづくりの方向性を示す象徴的なケースになると考えております。市民の声に丁寧に耳を傾けながら、先進事例やほかの自治体の取組も参考に、持続可能で魅力ある地域づくりを進めていただくことを強く期待しております。市民の皆様の未来の安心につながるよう、私自身も今後、本事業の進捗や土地利用の動向について、継続的に注視してまいります。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、20番、重田議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 次は、22番、村木議員。

〔22番 村木 正弘君 登壇〕

○22番（村木 正弘君） おはようございます。「公明党」、村木正弘です。よろしくお願いたします。

それでは、通告に従いまして御質問させていただきます。

まず、1つ目、中山間地域等の振興について質問させていただきます。

防府市には、町なかから少し離れた場所に山々や豊かな自然に囲まれた個性的な地域が

点在しています。例えば、大道地域には保育園、小学校、中学校、高等学校、短期大学までがそろい、地域に根差した教育が展開される文教の町として子どもたちの成長を支える重要な拠点となっています。富海地域では、古くからジャパンプルーとして世界的に知られる藍染めの文化が息づき、あく発酵建てという日本古来の伝統技法が若い世代にも継承され、藍染め体験を通じて新たな交流を生み出しています。国道2号が拡幅され、鉄道の駅があります。小野地区と上右田地区は、防府市の中央を流れる一級河川である佐波川の恵みを受けながら、古くから人々が生活を営んできた歴史があります。縄文時代晩期から弥生時代の遺跡が多数発見され、12世紀末には、奈良の東大寺再建用の木材運搬のため重源上人が大規模な河川改修を行いました。さらに現代では佐波川の洪水対策として、佐波川浚渫が進められ、流域全体の安全度向上を目指しています。また、佐波川小野水辺の楽校の整備など、水辺空間の活用と同時に防災意識の向上にも取り組んでいます。

私が住んでいる小野地区では、平成20年から少子高齢化が進む中で地域活性化を図るため、佐波川を舞台にした佐波川こいながしが開催されています。約120匹の色鮮やかなこいのぼりが佐波川の水中を優雅に泳ぐ、全国的にも珍しいこいながしが毎年ゴールデンウィークを彩り、テレビでも取り上げられるほど絶景をつくり出しています。これは、地域住民が佐波川を地域のシンボルとして捉え、共に盛り上げていこうとする取組であります。佐波川と地域の絆の深さを象徴しています。私も毎年、川渡しの船の船頭として活躍しています。

このように、中山間地域等には豊かな自然や文化があり、年を取っても下の名前と呼び合うような温かな人の交流があります。このように地元の多くの方が地域のために団結し、尊い地域活動をされています。しかしこの地域では超高齢化や人口減少が急速に進み、空き家が増加し、生活の維持や地域活動が困難になりつつある自治会もあります。

また、コンビニは平野部の入り口に当たる迫戸町にしかなく、佐波川上流域には店舗がありません。買物は車で中心部へ行くしかなく、いわゆる買物弱者の課題を抱えています。公共交通もバスしかなく、通院や買物に親戚や知人の車で移動する方も多いのですが、多くの車に高齢運転者標識、いわゆるもみじマークを貼った車が多く、近い将来、移動に不便を感じる方が増えるのも時間の問題となっています。

現在、ボランティアのメンバーでふれ愛交通という移動支援を行われていますが、このボランティアのメンバーさんが平均年齢が70歳を超えておられ、この方々の移動支援をしなくてはならないときがもうすぐ来るような気がします。

そのような中、小野地区で大きな話題となったことがありました。それは一昨年度、小野地区で生まれたこどもの数が1名だったということです。地元の自治会長さんなどに会

いますと、20年後のこの故郷がどのようになるのだろうかと不安で真剣に話しています。6月9日の村岡知事の記者会見では、去年の山口県の合計特殊出生率が1.36という衝撃の発表がありました。これは1人の女性が一生の間に産むこどもの数を示したもので、過去最低となりました。この発表を受けて村岡知事は、記者会見で危機感をあらわにされています。報道によりますと、人口減少を県政最大の課題と位置づける県は、昨年度から第2子以降の保育料を無償化、さらに今年度は、全国でも珍しい保育士のオンライン講座受講料の全額補助や宿泊施設を活用した産後ケアの全県的な提供体制構築など独自の対策を打ち出してきているものの、少子化に歯止めがかからない状況が浮き彫りとなっています。

これは小野地区でも同じです。令和5年8月7日に小野地域自治会連合会と市議会との意見交換会がありました。テーマは少子高齢化が進む地域が抱える課題でしたが、様々な課題が各自治会長さんから意見がありました。課題の共有化はできましたが、解決方法は見つかりませんでした。その後も私は、定住人口の増加、交流人口の増加などを模索するために、自治会長さんと道端や畑のそば、井戸端で話を聞きます。例えば、今年度開通する農道小野牟礼線を契機に何かできないか、キャンプ場などを誘致できないかなど様々なアイデアは出ますが、決定的な解決方法は浮かびません。しかしながら、毎日着実に少子高齢化は進んでいます。持続可能で安心して住み続けられるための対策が必要と考えます。

私は、佐波川を擁する中山間地域等である小野などの豊かな自然と文化、温かな人が大好きです。先日も家の周りを何匹か蛍が飛んでいて、本当心が和みました。いつまでもこの土地が栄えてほしい、そして将来子どもたちがここが私のふるさとだと胸を張って言えるように、この地域をいい形で未来へつなげていきたいと心から願っています。

そこで、小野地域を含む中山間地域などの振興について、第6次総合計画に向けて今後の取組について、御所見をお伺いいたします。お願いします。

○議長（安村 政治君） 22番、村木議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 村木議員の中山間地域等の振興についての御質問にお答えいたします。

私は、総合計画「輝き！ほうふプラン」の基本目標である明るく豊かで健やかな防府の実現に向け、まちなかと中山間地域を含む周辺地域を一体としてまちづくりを進めてまいりました。これまで市役所新庁舎を中心とした行政ゾーンの形成や、防府駅周辺の整備を進めるとともに、まちづくりの基盤となる防府・未来へのネットワーク構想等の実現に向けて取り組んでまいりました。今後、国・県と連携し進めてきた国道2号富海区間の4車

線化や農道牟礼小野線なども開通します。

中山間地域等においては、小野公民館の建て替えをはじめ、国・県と連携した佐波川等の浚渫、小野や大道のほ場整備、また地域交流スペース富海駅の設置などを行い、さらに国道2号台道鑄銭司区間の拡幅を見据えた大道地域における産業団地の整備、野島の活性化にも取り組んでいます。

こうした中、議員御紹介のとおり、中山間地域等では各地域が主体となった様々な取組が行われています。

小野地域では佐波川を生かし、水辺の楽校でのこいながしや清流ロードレース大会、空き家を活用した飲食店のオープン、今年度からは自治会ボランティアによる地域住民の移動サービスも開始されました。

富海地域ではほたる祭りや菖蒲まつり、海開き前の富見海水浴場クリーン作戦等多くのイベントが行われています。

大道地域では、伝統ある笑い講や地域全体で取り組まれる大道まつり、また大規模な土地利用型農業にも取り組まれておられます。

私は、こうした地域における取組は防府の財産であり、中山間地域等の元気は防府全体の元気につながるものと考えています。そのため、地域活動の拠点である公民館を全て存続させることとし、中山間地域等の小野、富海、大道公民館においては、職員の増員による機能強化も図ってまいりました。

また、地域の取組を直接支援する地域支援担当職員を配置するとともに、地域の課題解決や活性化に向けた取組を支援するため、昨年度からがんばる地域応援事業を開始したところです。

しかしながら人口減少が進み、今後ますます高齢化が進む中、地域の取組を継続するためには何よりも地域の中でそれを担う人材の確保等が必要となります。そのため、次期総合計画の策定においては、公民館を中心としてこれまでも活躍いただいている地域おこし協力隊員の積極的な導入に加え、地域の実情に精通した集落支援員の導入も検討していきたいと考えております。

そして、2年目を迎えたがんばる地域応援事業もさらなる見直し等を図り、中山間地域等での主体的な取組が将来にわたり継続できるよう取り組んでいくこととしております。将来子どもたちが、ここが私のふるさとだと胸を張って言えるよう、まちなかと中山間地域等を一体としてまちづくりを進め、明るく豊かで健やかな防府の実現に向け全力で取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（安村 政治君） 22番、村木議員。

○22番（村木 正弘君） 御答弁ありがとうございます。御答弁の中で市長からは、次期総合計画に向けて人材・資金について見直し等により、主体的な取組が将来的にわたり継続できるように取り組んでいくとありました。どうぞよろしく願いいたします。

中山間地域等は、私たちの食を支える豊かな農産物の生産拠点であり、山林が水を蓄え土砂災害を防ぐなど、国土を災害から守り豊かな自然環境を育むかけがえのない場所です。さらに、長きにわたり地域の人々によって受け継がれてきた神事や伝統芸能、暮らしの知恵が息づいており、これは日本の多様な文化を守り育む上でも極めて重要な価値を持つものです。このように中山間地域等は単なる農村というだけではなく、食べ物を作る場所として大事な地域、自然や国土を守る場所として大事な地域、文化を守る場所として大事な地域という多面的な役割を担っています。小野地域などでは、今とても課題が多い状況にありますが、私はこの地域に大きな希望を持っています。なぜなら、この地域などは防府市全体がこれから経験する、お年寄りが増えて若い人が減るという問題にずっと前から取り組んでいる、未来のモデルになる地域だからです。防府市の中で一番早くこの問題にぶつかり、どうすれば地域を元気にできるか、知恵を絞って試行錯誤している経験が豊富にあります。だからこそ、この地域で培われた経験や知識は、将来防府市全体が同じ問題に直面したときに解決のヒントになる可能性を秘めていると私は強く信じています。

私は、将来こどもたちが、ここが私のふるさとだと胸を張って言えるように、この地域をいい形で未来へつなげていきたいと心から願っています。これからも住み慣れた地域で、持続可能で、一人ひとりが元気に笑顔で住み続けられる、地域に寄り添った支援策をお願い申し上げ、この項の質問を終わらせていただきます。

では2つ目の質問です。安全・安心なまちづくりについてお伺いいたします。

うそ電話詐欺や闇バイトについては、全国的に大きな問題となっており、警察により東南アジアなどの海外の犯罪組織の拠点が複数摘発されるなど、国を挙げて対策に力を入れておられるところです。こうしたことから社会もさぞ穏やかになったであろうと、山口県警察から公表されている資料を拝見したところ、県内の昨年の1年間のうそ電話詐欺発生件数は111件、被害額が4億3,115万円と依然として大きな被害であり、一昨年よりも多くなった実態に本当に驚かされたところです。

また、去年分から新たにSNS型投資詐欺、ロマンス詐欺の被害も増えており、その件数は102件、被害額が11億16万円と、その被害の大きさと多さに驚かされました。詐欺の手口も巧妙になっているようで、最近では実際の警察署の番号から電話のように見せかけ、警察官を名乗る人物が、あなたの電話番号が犯罪に利用されているなどと語りか

け、ビデオ通話に誘導し、偽の警察手帳を見せ信用させるなどの手口により、年代を問わずだまされるケースが多発しているとのことです。防府市でも、今年に入り、このような手口で20代男性と40代女性が被害に遭われました。また、SNS型投資詐欺、ロマンス詐欺についても、30代の男性2名がそれぞれ500万円と1,250万円、40代の男性が1,140万円の被害を受けるなど被害額も高額になっており、このようなニュースを目にするたびに誰が被害に遭ってもおかしくない、そういう時代になったなと感じています。市民の皆様からは、闇バイトによる強盗事件も怖いという声も聞くようになりました。受け子と呼ばれる犯罪者が家にやってくる様子を想像すると、私も背筋が寒くなります。大切な市民の生命と財産を詐欺等の被害から守り、市民の安全・安心を守らなければなりません。

今年度、県警では犯罪抑止と早期解決の観点から、自治会等が設置する防犯カメラに対し、補助金を出しておられます。防犯カメラが求められる本当に怖い時代が来ているのではないのでしょうか。

昨年12月に同僚議員が、闇バイトやうそ電話詐欺対策について市の防犯対策をお聞きし、警察との連携をより密にし、巧妙化・多様化する詐欺等に対して、その変化のスピードに立ち後れることがないようにきめ細やかに周知等を務めていただきたいと要望しております。市は、これまでしっかりと対策を考え、実施してこられたと思いますが、今後の防犯対策の取組についてどのようにされるのか。特に防犯カメラの設置については今後どのようにされるお考えでしょうか。改めて御所見をお伺いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 村木議員の安全・安心なまちづくりについての御質問にお答えいたします。

連日のようにテレビ等でうそ電話詐欺や闇バイトによる凶悪犯罪が報道されており、全国的に大きな問題となっております。こうした犯罪の発生を抑止するためには、警察、市などの関係者が連携し、様々な防犯対策に粘り強く取り組んでいくことが必要です。

現在、国・県では闇バイトによる強盗・詐欺への対策強化として、警察による広報・相談対応や犯罪者グループの取り締まりに必要な体制の確保が図られており、山口県警では、匿名・流動型犯罪グループやうそ電話詐欺の捜査体制を強化されています。

また、市におきましては、市メールサービスやデータ放送を活用した詐欺等の手口や対処法等の配信、防犯対策に関するチラシの配付、出前講座など防犯意識の醸成やボランティアによる防犯パトロール、地域のみまもり隊による児童・生徒の見守り活動、通学路の

安全点検、自治会等が設置する防犯灯への支援、学校、公民館など必要な市有施設への防犯カメラの設置など、犯罪防止・抑止対策に取り組んでおります。

こうした中、今年に入って市内においても、議員御案内のとおり、警察官をかたったうそ電話詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害が立て続けに認知され、これまでにない危機感を持ちました。このため、今まで以上に警察と連携し、巧妙化・多様化する犯罪の変化のスピードに立ち後れることなく対応するため、今年度新たに生活環境部に防犯対策の専門の職員を配置しました。そして市民の皆様にご直接訴えかける機会を大幅に増やすことにより、さらなる防犯意識の醸成に取り組んでいるところでございます。

具体的には、地域の人たちの顔が見える自治会、民児協、地区社協等の集まり、地域で催される敬老会、ふれあいサロンや学校などに警察と一緒に becoming 出向き、参加者一人ひとりが、誰もが被害者・加害者となる可能性があるということをご自分ごととして受け取っていただけるよう、最新のうそ電話詐欺の手口の例示や、国際電話からの着信休止の手続などのような詐欺被害に遭わないための具体的な対策を分かりやすく丁寧に説明しているところです。参加者からは、違う会合でも話してほしいとの要望や、このような対処法を知らなかったので周りの人にも教えてあげたいなどのうれしいお言葉も頂いているところでございます。

また、連日のようにテレビ等で闇バイトによる強盗事件のニュースが流れており、凶悪犯罪に対する市民の皆様のご不安の声も頂いているところです。

こうしたことから、これまで防犯意識の醸成や犯罪防止・抑止対策にしっかりと取り組むとともに、犯罪抑止効果の見込める防犯カメラについては、今後、警察から御助言を頂きながら、防犯上必要な場所に設置をしてまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 22番、村木議員。

○22番（村木 正弘君） 御答弁ありがとうございます。新しく配置された防犯対策専門の職員の方が市民の皆様へ直接働きかけている活動、私も自治会の会合で拝見いたしました。高齢者の方々はもちろん、若い世代、特に中学生や高校生といった将来を担う世代へも、犯罪の被害者にも加害者にもならないためにも意識啓発は非常に重要だと私も思います。これからも市民一人ひとりが防犯意識を高め、安心して暮らせる地域社会を築くための地道な活動が着実に実を結ぶと確信しております。

防犯カメラの設置については、警察からの助言を基に、特に必要な箇所へ設置を進めていくとの前向きな御答弁がありました。ありがとうございます。防犯カメラは、犯罪抑止と事件の早期解決に極めて有効なツールだと私は思います。

他市では、防犯カメラ設置により犯罪件数の減少が報告されており、防府市においても同様の効果が期待できると強く感じております。さらに、防犯カメラは単なる防犯だけではなく、高齢者の見守りという側面でも大きな可能性を秘めています。高齢者の行方不明の事案の早期発見など、大切な市民の命を守る上でもその役割は計り知れません。防犯カメラの積極的な活用は、市民の皆さんが日々の暮らしの中で感じる不安を軽減し、こどもから高齢者まで、みんなが安全・安心なまちを実現するための重要な一歩となるのではないのでしょうか。犯罪の抑止、事件の迅速な解決、そして高齢者の見守りといった多岐にわたる効果を最大限に引き出し、防府市が今より一層住みやすい町となるよう、これからも取組を進めていただけるように期待いたしまして、この項の質問を終わります。

それでは、3つ目の質問です。スポーツを通じてこどもたちに夢と希望を与えるプロジェクトについてお伺いいたします。

スポーツの振興を図るために、する、見る、支えるがうまく循環することが大切です。防府市が市民の皆様と共にこれまで取り組んできた結果、今回も総体出場するチームや個人選手が数多く予選を勝ち上がり、全国に防府市の名前をとどらせてくれています。スポーツの未来を担うこどもたちや指導者にとって、プロやトップレベルのスポーツ選手との直接的な交流は、技術向上だけでなく、未来を担うこどもたちに夢と希望を与える大きなプロジェクトとなります。

令和3年12月の定例会で私が一般質問させていただき、防府市スポーツセンター野球場が昨年リニューアルオープンし、スポーツ協会100周年、防府商業高等学校甲子園準優勝50周年として、少年野球のこどもたちには野球教室をしていただき、プロ野球選手OBから直接指導を受け、本物だ、テレビで見るより大きいなど喜びと驚きの声をたくさん聞きました。大人の野球のドリームマッチが行われ、一緒にプレーした防府の若い選手たちは、プロ野球選手OBと一緒にきれいになった野球場でプレーができたことを喜んでおられ、観客の方も元プロプレーヤーの動きなど見て喜んでおられました。本当にありがとうございました。プロやトップレベルの選手が本市に派遣され、実際に彼らの動きを見たり、話を聞いたり、時には触れ合ったり、機会を持つことがスポーツへの情熱を育み、指導者にとっても指導のヒントを得る貴重な経験となります。

なぜプロ選手との交流がこどもたちにいいのか。プロのスポーツ選手とこどもたちが交流することは、彼らの成長に非常にいい影響をもたらします。実際に活躍する選手を目の当たりにすることで、こどもたちは自分もこうなりたいという具体的な目標を抱き、日々の練習や努力に対する意欲を大きく高めます。テレビやインターネットの中の存在だった選手が目の前に現れることで、夢や目標はより現実味を帯び、将来の選択肢を広げるきつ

かけにもなります。また、多くのプロ選手が並々ならぬ努力を積み重ねてその地位を築いていることから、彼らの話を聞くことで成功には努力が不可欠であることを学びます。挫折や困難を乗り越えてきた経験談は、こどもたちが将来直面するであろう壁に立ち向かう勇気を与え、何があっても諦めない心を育みます。さらに、プロの世界では技術だけでなく、礼儀や規律も非常に重要です。選手と直接触れ合うことでそうした社会性を学ぶ機会となり、トレーニングや食事管理など健康的なライフスタイルの重要性も自然と啓発されます。プロ選手との交流はこどもたちの夢を育み、努力の大切さを教え、社会性を養い、健康意識を高める、まさに生きる力を総合的に育む貴重な体験となるのです。

とある少年野球のチームのこどもが、守備の動きやバッティングフォームなど悩んでいたところ、野球教室で元プロ野球選手に指導してもらい、本人もですが、周りから見ても動きがよくなった子がいました。私の尊敬する先輩も、中学生のときに野球教室で川上哲治から直接指導を受け、褒められ、そこから野球にのめり込み、さらに好きになり、上達し、60歳を超える今でも指導者として元気に頑張っておられます。

このようにトップレベルのアスリートから学ぶことはたくさんあります。プロ選手や元プロ選手との出会いは、こどもたちの心に大きく刻まれ、その後の成長に人生に大きな影響を与えることとなります。

そこでお尋ねいたします。100年の歴史を誇るスポーツのまち防府の未来を担うこどもたちとトップアスリートとの交流について、これまでの市の取組をお伺いいたします。また、今後どのように取り組まれていかれるのか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。文化スポーツ観光交流部長。

〔文化スポーツ観光交流部長 松村 慎吾君 登壇〕

○文化スポーツ観光交流部長（松村 慎吾君） 村木議員のスポーツを通じてこどもたちに夢と希望を与えるプロジェクトについての御質問にお答えします。

議員御案内のとおり、トップアスリートとの交流は、こどもたちにとって将来の夢や目標を育む貴重な体験となります。

本市では、これまでも一流選手を間近に見る機会を数多く提供してまいりました。陸上では、マラソンの瀬古利彦氏、伊藤国光氏による特別対談や、箱根駅伝で山の神と称された柏原竜二氏の講演会、道下美里選手による学校での講演会の開催は、多くのこどもたちに夢や希望を持つことの大切さを教えてくれました。バレーでは、東京オリンピックのホストタウンとして、セルビア共和国女子バレーボールチームの世界のバレーの技術と迫力

を体験したほか、昨年はSVリーグ公式戦を誘致し、高川学園の生徒は、運営スタッフとして活動する傍ら、間近でプレーする選手たちから多くの学びを得ていました。また、野球では、毎年ほうふスポーツフェスタにお越しいただくカズ山本氏の指導が好評を博しているほか、昨年は、リニューアルした野球場でドリームベースボールを開催し、こどもたちはプロ野球選手OBから直接指導を受けていました。

このほか、防府市野球連盟では、こどもたちの甲子園にふさわしいほうふ野球の絆プロジェクトと銘打ったこども向け野球教室が開かれており、昨年は、大リーグで活躍された松井稼頭央氏と斎藤隆氏を講師に迎え、指導が行われました。このプロジェクトで指導を受けたこどもたちの中には、甲子園で活躍する選手も育っており、スポーツのまち防府を舞台としたアスリートとの交流は、目に見える形となって成果を現しています。

本年度も、合宿誘致でお越しになった実業団陸上チームによるこども向け教室や、市民と一緒に汗を流す佐波川ロード記録会、インターハイバドミントン競技の防府開催を記念したACT SAIKYOの選手によるバドミントン教室、マラソンの川内優輝選手の講演会など、一流選手との多くの交流の場を計画しています。

さらに、12月7日に開催する、第56回防府読売マラソン大会は、世界を目指すトップランナーを間近で応援できる大会です。沿道で応援するこどもたちには、この姿を見て、新たな目標を持ってもらえればと考えています。

今後も、スポーツのまち防府として、トップアスリートと交流できる恵まれた環境を生かし、これからもこどもたちに夢と希望を与え続けられるようしっかりと取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 22番、村木議員。

○22番（村木 正弘君） 御答弁ありがとうございます。スポーツのまち防府の未来を担うこどもたちにとって、夢と希望を与える取組がこんなにたくさんあることに改めて驚いたところです。また、新たな取組も計画されているとのことで、池田市長をはじめスポーツ協会、防府市のスポーツ振興に携わる全ての関係者に感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

様々なトップアスリートを防府に招き、講習会などを開催する機会の創出は、現在、市スポーツ協会も大変熱心に行っておられます。スポーツ協会が、長い歴史の中培ってきた人脈、ネットワークが実を結んでいるあかしであると感じています。こうした取組が継続して行われるよう、人・物・金の全てのリソースにおいてさらなる充実を期待しています。また、トップアスリートの招致においても、現在の指定管理者であるアシックスさんのネ

ットワークを生かせば、単独では難しいと思われるプロアスリートの招待がもっとしやすくなるのではないかと考えているところです。まさに官民連携の腕の見せどころであろうと思いますが、私もスポーツを応援する議員の一人として、微力ではございますが御協力させていただきますので、盛り上げていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これから部活が地域クラブへと移行していきます。その中で、元プロ選手やアスリートの方をコーチとして働いていただけるようにしてもらえたらと思っています。防府市に元プロ選手やアスリートをコーチとして迎え入れることは、スポーツを真剣に目指す選手たちにとって大きな魅力となります。防府市に住めば元プロアスリートに直接指導してもらえるという環境は、県内外から優秀な選手が移住してくる大きな動機づけとなるのではないかと思います。野球、バレー、サッカー、競輪、そのほかのスポーツもどんどん盛り上げていけたらと思います。防府市を元プロ選手やアスリートが指導するスポーツの拠点とすることで、地域スポーツを活性化させ、さらには移住者の増加を目指せるのではないのでしょうか。防府市は、元プロアスリートが指導するスポーツのまちとして、スポーツ選手の育成と地域活性化の両面で大きな成果を上げられるのではないのでしょうか。よろしくお願いいたします。

今後もスポーツのまち防府がこれからもずっと輝き続けることを願ひまして、以上で私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、22番、村木議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 次は、4番、原田議員。

〔4番 原田 典子君 登壇〕

○4番（原田 典子君） 「日本共産党」の原田典子です。通告に従ひまして、大きく3つの質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、初めの質問です。

加齢性難聴者への補聴器購入助成制度の導入を求めたく、お尋ねいたします。日本共産党会派は、この制度について、これまで3度にわたって一般質問で取り上げてまいりました。2024年厚生労働省の調査によりますと、65歳を超えると聞こえにくさを感じる人が急増し、75歳以上では約半数が該当します。その数は、約1,430万人です。そのうち補聴器所有者は、2022年日本補聴器工業会のデータでは、約15%程度にとどまっています。

全国的には、高齢者の生活の質を守る上で難聴対策の重要性は急速に認識されてきており、自治体独自の支援制度が次々と実現しています。全日本年金者組合の調査では、全国

で464自治体が現物支給や購入助成を行っており、県内では下関市と岩国市が、いずれも65歳以上を対象に実施されています。下関市では所得制限があり、難聴による閉じこもりを防止し、認知症・フレイル予防を狙いとするとあります。岩国市では、所得制限はなし、社会参加と認知症予防のためと位置づけられ、どちらも上限は3万円となっています。これらの自治体に共通しているのは、高齢者の難聴が本人の困難にとどまらず、社会的孤立や認知機能低下に直結するという視点に立ち、対策を講じている点です。

また、山陽小野田市でも、令和7年度中に補聴器助成制度の創設が予定されており、昨年12月市議会で、市長より、制度の詳細な検討意思が表明されました。

ここで、聴力について簡単に説明いたします。聴力は、デシベルという単位で表されません。これは音の大きさを示すものであり、数値が大きくなるほどより大きな音が必要となる状態、すなわち聴力が低下しているということを意味します。健康な成人の正常な聴力は、おおよそゼロから25デシベルとされています。一方、40デシベル前後の中等度の難聴になると、日常の会話が聞き取りづらくなり、相手の言葉が聞き返しなしでは成立しなくなるレベルです。このような加齢性難聴は、見た目に現れにくく、御本人も自覚が薄いまま社会との接点を減らしてしまうことが多く、孤立や認知症の進行リスクにもつながります。高齢化が進む今、聞こえの支援は身体的支援であると同時に、社会的なつながりを守る福祉支援でもあります。

そこで以下の質問をいたします。

まず、1、市として40デシベル前後の加齢性難聴の高齢者が日常生活で抱える困難についてどのような認識でしょうか、お伺いします。

次に、2、防府市内の高齢者のうち、中等度の難聴に該当する人数や割合を把握しているか。あるいは今後、把握していく意向があるか、お伺いします。

そして、3に、本市において加齢性難聴者への補聴器購入助成制度を創設する考えがあるか、お尋ねいたします。

また、先進自治体のように、一部モデル地域や所得制限つきでの試行的導入を検討する可能性があるかについても、併せて御見解をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員の質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

〔福祉部長 藤井 一郎君 登壇〕

○福祉部長（藤井 一郎君） 原田議員の加齢性難聴者への補聴器購入助成制度についての3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の40デシベル前後の加齢性難聴の高齢者が抱える課題についてどのよう

な認識を持っているかについてです。

世界保健機関によると、40デシベル前後の難聴は、軽度から中等度の難聴と診断されるものです。会話の聞き取りが難しくなることで、コミュニケーションに支障が生じ、交流意欲が低下するなど、社会参加への妨げや孤立の要因の一つであると一般的に言われています。

次に、2点目の市内における65歳以上の高齢者のうち、中等度の難聴の該当者数を把握しているかについてです。

難聴の判定には、医療機関等での検査や診断が必要となります。しかしながら、聴力検査が必須項目ではない健診もあることや、難聴は徐々に進行することから本人が自覚しにくく、医療機関を受診される方が一部にとどまっている状況にあると考えられるため、該当者数は把握できておりません。

最後に、3点目の本市における加齢性難聴者への補聴器購入助成制度を導入する考えについてです。

難聴者に対する補聴器購入の助成制度については、これまでも議会で申し上げてまいりましたが、国全体で取り組むべき問題であると考えており、国へ要望しているところです。また、市議会におかれましては、昨年9月議会において、国に対する加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書が全会一致で採択されています。引き続き、市長会等あらゆる機会を通じて国へ制度創設を要望するとともに、現在、難聴と認知症の因果関係等も含め、市としての対応について医師会等から御意見をお伺いしているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員。

○4番（原田 典子君） 御答弁ありがとうございます。

1についてですが、40デシベル前後の聴力低下は、先ほども述べたように、答弁にもあったように軽度から中等度の難聴とされます。私は、耳鼻科で40デシベル前後の聴力低下と診断された方にどんな状態か、また困難となることを直接お聞きしました。同じようなお話なんですけども。

会話が聞き取りづらく、特に飲食店、集会など周囲が騒がしい場所では、相手の声が背景の音に埋もれてしまう。インターホン、電話、警報音が聞こえにくいため、宅配や来客への対応が困難である。また、電子レンジのタイマー音も聞こえない。外出時には、車の接近音が聞こえづらくとても怖いとのお話でした。

これでは人と会うことや外出を避けるようになるのも無理はありません。何よりも聞こ

えにくいことが精神的ストレスとなり、自尊心の低下にもつながります。

補聴器を装着するタイミングについて、日本聴覚医学会難聴対策委員会によると、中等度難聴、つまり聴力が40デシベル以上になったときとされています。しかし実際は、年寄り扱いされたくない気持ちとの葛藤や、自分の衰えを認めたくない、補聴器はつけないといった心理的抵抗もあり、なかなか導入に至っていません。補聴器が高価であることから、耳鼻科受診をためらい、手が出せない現状もあります。そもそも自分の聴力がどのくらいか分からない、補聴器装着のタイミングがいつなのか分からないといった悩みもあるかと思います。

2の質問の御答弁では、中等度の難聴に該当する人数や割合の把握は難しいとのことでした。これは御答弁のとおり、調査の機会がないことが理由です。私はそれでもしっかりと市が現状を把握しなければならないことだと思います。それによって困っている人がどのくらいおられるのか、またどういった対策を打たなければいけないのかというのが見えてくると思います。

そして3番目ですが、自治体独自の補聴器購入助成制度の創設は考えていないとの答弁で、これも残念で仕方ありません。補聴器購入助成制度の創設で補聴器のさらなる普及が見込め、高齢者になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えます。

2019年から日本耳鼻咽喉科学会が提唱している聴こえ8030運動では、80歳で30デシベルの聴力を保とうとの目標を掲げています。この運動は、加齢性難聴を放置せず、早期に対応し、補聴器の活用や医療介入を通じて社会参加と健康寿命を延ばすことを目的としています。難聴を放置せず、社会参加と健康寿命を維持するとし、歯科の8020運動との連携をしているということです。

この運動をきっかけに、東京都の豊島区では、国保健診で標準純音聴力検査が加えられています。また、豊島区に限らず、耳鼻科での定期的な聴力検査は、早期に補聴器などへの支援機器を活用することができるとされ、推進されています。

聞こえの不自由さを周囲が理解し支援する社会づくりは、本当に重要となっています。先ほど述べたように、加齢性難聴の方の中には、補聴器が高い、どこで相談すればよいのか分からないといった不安を抱える方が多く、悪質な訪問販売などにより適合しない補聴器を購入してしまうといった事例も全国的に報告されています。

そこで、防府市役所の庁舎内や地域交流センター等においても、補聴器の試聴や適合相談ができる補聴器相談会や聞こえの相談窓口を定期的で開催することは防府市でも不可能ではないと考えます。福祉棟1階は絶好の場所であると思います。これにより、高齢者が

安心して専門的なアドバイスを受けられる環境を整え、適切な支援へとつなげることができるのではないかと思います。

そこで再質問をいたします。国民健康保険で行う健康診断に聴力検査を加えることと、市役所内での補聴器相談会の開催を検討してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。市の見解を伺います。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） お答えいたします。

本市の国民健康保険で行う特定健診は、国が生活習慣病の予防を目的に健診項目等を定めており、聴力検査は含まれておりません。

なお、市が行う人間ドックにおいては、聴力検査を任意検査として実施しております。また、市としましては、補聴器相談会等の開催について現時点では考えておりませんが、聞こえが気になったときの適切な受診勧奨や難聴及び予防に関する正しい知識の普及、啓発等を関係機関と一体となって進めてまいります。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員。

○4番（原田 典子君） 御答弁では、健康診断に聴力検査を加えることを考えていない、補聴器相談会も考えていないということで、残念でなりません。現場の高齢者からは、聞こえの不自由さによって孤立し、外出や通院を避けるようになるといった深刻な声が多く寄せられています。これは単なる耳の問題ではなく、フレイルや認知症の引き金となる深刻な社会問題です。助成制度は単なる福祉の支出ではなく、介護予防、孤立予防、医療費削減に直結する未来への投資です。先進の自治体ではその効果が既に数字で現れていると聞いております。すぐの制度創設が難しいとしても、モデル事業としての試行や実態調査の実施など、一步踏み出すことは可能だと思います。市民の生活の質を守るため、ぜひ前向きな検討を強く要望いたしまして、この質問を終わります。

2つ目の質問に移ります。用水路の安全対策についてお尋ねいたします。

先月、防府市内で起きました、夜間の自転車での走行中の方が用水路に転落し、貴い命が失われるという大変痛ましい事故が発生いたしました。先日、現場を確認いたしました。今は既に反射板つきの安全ポールが幾つか設置をされています。市民の命を守るという観点からも、用水路の安全対策にはしっかりと向き合う必要があると考えます。

防府市消防本部の過去5年間のデータを確認いたしました。用水路に関連した事故が154件にも上っております。このうち自転車での転落事故は57件、歩行者が用水路に落ちたケースは86件、さらに草刈り作業中などに足を滑らせて転落した事故も6件と確

認がされていまして。用水路の存在は、農業やまちづくりにとって重要なものである一方で、転落事故の危険が常につきまといまいます。防府警察署によりますと、令和4年にも高井地区で高齢の男性が用水路に転落し、命を落とされる事故が起きており、市議会の一般質問でも先輩議員が取り上げておられます。こうした事故は一度きりの不幸な出来事ではありません。昨年、日本共産党が市民の皆さんを対象に行った市民アンケートにおいて、自分自身や知人が用水路に転落したことがあるという声が複数寄せられており、特に高齢者や小さなお子さんを持つ方からは、転落防止の柵をつけてほしい、夜間でも見えやすくしてほしいといった切実な要望が多く見られました。救急外来で働いている看護師さんからも、用水路や溝に落ちてけがをする高齢者の受診が多くて何とかならないかという声を聞いています。一般市民から、安全のためには用水路に蓋をしてほしいとの意見もありますが、たとえ外せる蓋であっても重たくて清掃作業に支障を来すことや、農業用水として使うときには設置が難しいと伺っております。このような実態を踏まえると、市民の命を守るための用水路の安全対策が喫緊の課題だと言えるのではないのでしょうか。

そこでお伺いたします。市内の用水路における安全対策、具体的には柵の設置、反射板などの実施状況をお聞かせください。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 原田議員の用水路の安全対策についての御質問のうち、私からは、安全・安心な道路環境の整備に関する基本的な考え方についてお答えをいたします。

先月、華城地区において市民の方が用水路に転落し亡くなられるという大変痛ましい事故がございました。この事故で亡くなられた方に哀悼の意を表しますとともに、御遺族に対しまして心よりお悔やみを申し上げたいと思います。

私は、安全で安心な道路環境の整備は、大変重要であると考えております。これまで市道の安全確保のため、市長就任時から維持管理予算を大幅に増額し、ガードレールや転落防止柵、カーブミラーなど交通安全施設の整備を進めるとともに、ドライバーの視線誘導のため区画線などの設置を行ってまいりました。

また、通学路の安全・安心の確保のため、華城小学校及び牟礼小学校周辺道路の歩道の新設や歩行空間の確保のため、カラー舗装や路肩整備にも取り組んでまいりました。

今後も、市民の皆様の安全・安心を第一に考えた道路整備にしっかりと取り組んでまいります。

なお、安全対策の状況につきましては、土木都市建設部長のほうから御答弁させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安村 政治君） 土木都市建設部長。

〔土木都市建設部長 藤本 英明君 登壇〕

○土木都市建設部長（藤本 英明君） 私からは、市内の用水路における安全対策の実施状況についての御質問にお答えいたします。

用水路等への転落防止対策につきましては、毎年、学校と警察、市が合同で実施する通学路点検、並びに地元自治会からの要望や道路パトロールなどにより危険箇所を把握し、水利関係者とも協議の上、転落防止柵や反射ポール等の安全施設の設置を行っております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員。

○4番（原田 典子君） 御答弁の中ではたくさんの対策について紹介していただきました。通学路の点検など、あと警察署との連携も取られているということで、少し安心をいたしました。

本市のウェブサイトでの市民の声では、令和1年、令和5年に用水路への要望が上がっており、確認や対応をされておりました。しかし全ての危険箇所を市民が要望に上げているわけではなく、市民の実感としてはまだまだ危ない場所がそのままになっているという声も少なくありません。要望のあった全ての用水路に一度に対応することは現実ではありませんが、限られた予算の中で事故の多い場所から着実に対策をこれからも進めていただきたいと思います。

ここで、近隣の山口市の取組状況について紹介いたします。山口市のウェブサイトによりますと、農業用ため池や用水路などの農業用施設管理者に対して、日常的な巡視・点検を義務づけるとともに、危険箇所には安全柵や立て看板の設置を要請しているとあります。さらに、転落時の脱出補助施設や救助用具の整備についても、農林水産省の事例集を参照しながら進めるよう指導されています。こうしたハード・ソフト両面の管理をガイドラインとして示しているのが特徴です。

また、岡山県の倉敷市では、よい先進事例として注目に値します。こちらでも倉敷市のウェブサイトにて確認ができます。倉敷市では、警察、消防、道路管理者、水路管理者、教育委員会など17の部署で構成する用水路等転落事故防止対策連絡会議を設置し、消防出動データを分析した上で危険箇所マップを作成し、小学校通学路や死亡事故多発地帯、交通量の多い場所から優先的に転落防止柵や反射道路鏡を設置しています。

これらと比較しますと、防府市では、現在ウェブサイトでの転落注意喚起案内が中心であり、柵や蓋の設置、管理体制の明示的な運用状況が見えにくい状況です。市民の命を守るためには、転落注意喚起だけでなく、ハード面の実効性ある対策と関係部署が連携する

仕組みづくりが不可欠と考えます。

そこで1点、再質問をさせていただきます。先ほどの紹介のような倉敷市のような複数部署連携の対策会議設置について、本当にこれは必要であると思います。本市でも取り組んでいただくことはできないでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（藤本 英明君） 御質問にお答えいたします。

先ほど本答弁のほうでも答弁しましたとおり、本市では毎年、学校と警察、市が合同で実施する通学路点検などを今現在行っております。議員今御提案の対策会議につきましては、今後の参考とさせていただきます。

以上です。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員。

○4番（原田 典子君） ありがとうございます。命を守る取組には先手の対策が必要です。市民の命と安全を守ることは、行政の最も基本的で重要な責任です。用水路によって貴い命が失われることのないよう、市民の立場に立った実効性のある安全対策を強く要望いたしまして、この質問を終わります。

3番目の質問に参ります。平和に対する取組について。特に核兵器禁止条約への日本政府の対応とそれに対する防府市の姿勢についてお伺いをいたします。

昨年末に日本被団協がノーベル平和賞を受賞し、日本中で平和への思いが高まったことと思います。本年2025年は、広島・長崎への原爆投下から80年という大変重い節目の年です。被爆者の高齢化が進む中、記憶の風化が懸念される一方で、ウクライナや中東における緊張の高まり、そして核兵器使用の可能性も報じられています。こうした情勢の中、私たちは改めて核兵器の非人道性と破壊力に対して真正面から向き合い、核兵器のない世界の実現に向けた行動が求められています。

御承知のとおり、核兵器禁止条約は、2017年に国連で採択され、2021年に発足されました。核兵器の開発・保有・使用などを全面的に禁止する国際条約です。ところが、唯一の戦争被爆国である日本は、いまだにこの条約に署名も批准もしていません。

そのような中、全国の自治体では、国に対しこの条約への署名・批准を求める意見書を議会として提出する動きが広がっています。実際に広島市、長崎市をはじめ、2025年6月の時点では既に900以上の自治体が同様の意見書を採択しています。例えば長崎市は、政府に対し核兵器禁止条約への参加を求める意見書を繰り返し提出し、神奈川県鎌倉市や東京都小金井市では、市議会が全会一致で署名・批准を求める意見書を採択しています。これらの動きは国の政策に地方自治体は関われないという消極的な立場を乗り越え、

地方から平和の声を国に届けることの大切さを示しています。

防府市議会は、かつての戦争体験を踏まえ、1993年12月に核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言の中で、世界の恒久平和を願い、核兵器の廃絶を訴えると明記されており、市民とともに平和の尊さを次世代に伝えることを誓っています。毎年8月には、市民の取組として、新日本婦人の会防府支部の主催により防府の戦争と平和展が開催されており、2022年の第8回からは、市と市教委から後援を受けています。防府市の戦争の歴史を展示するとともに、高校生の描いた原爆の絵や写真の展示も行い、こどもたちや若い世代に戦争の記憶を伝え、平和について考える機会となっています。

今年の3月には、防府市長宛に、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出の提言が出されています。このことは、単に政治的立場を示すものではなく、市民の命と健康、命と安全を守るという、自治体本来の責任を果たす行動を期待するものであると私は考えます。

そこでお伺いします。防府市からも核兵器禁止条約に署名・批准をするように日本政府に働きかけていくべきだと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。お答えお願いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 白井 智浩君 登壇〕

○総務部長（白井 智浩君） 原田議員の平和に関する取組についての御質問にお答えいたします。

本市では、平成5年12月に、市議会において核兵器廃絶平和都市宣言が決議されています。この決議を受け、宣言のプレート在市役所に設置し、市と市議会が共に平和の実現に向けて取り組む決意を示すとともに、市民の皆様の平和意識の醸成を図っております。

本市では、毎年、広島と長崎に原爆が投下された日時と終戦記念日の正午にサイレンを吹鳴し、市民の皆様に黙祷の呼びかけを行うほか、戦没者追悼式の開催や、各種団体の平和活動への協力などを行っています。

議員御案内の防府の戦争と平和展につきましても、若い世代の平和への関心を高め、戦争の悲惨さと平和の尊さを再認識できる企画展であることから、市並びに市教育委員会の後援しているところでございます。本年は被爆80年となることから、市といたしましても、この平和展をしっかりと広報してまいりたいと存じます。

また、本市は、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けた取組等を行う平和首長会議に平成21年に加盟しています。この会議は、広島・長崎両市の呼びかけにより設立されたもので、現在では国内ほぼ全ての自治体が加盟し、国外からも約7,000の都市が参加

されています。その活動の一環として、日本政府に対する核兵器禁止条約への署名・批准を含む要請が継続的に行われているところがございます。議員からは、政府への核兵器禁止条約への署名・批准の呼びかけについてのお尋ねがございましたが、こうした平和首長会議の一加盟都市として役割を果たしてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員。

○4番（原田 典子君） ありがとうございます。本市の平和への取組と、その思いをお話しいただきましてありがとうございます。平成21年から首長会議への加盟もされているとのこと。しかし、日本政府への働きかけについて直接的に、今、されることはないとの御答弁で、残念ではあります。

本市は、被爆地に近い場所に位置する自治体の一つとして、戦争の記憶と教訓を語り継ぐ重要な役割を担っていると思います。

昨年、私は、8月に行われた広島での原水爆禁止世界大会に参加をいたしました。被爆者の声や核兵器廃絶運動を目の前で見て、その空気を感じてまいりました。国内の世論調査でも、7割が核兵器禁止条約に参加すべきという国民の声があります。私は、本市がその声を受け止め、政府に対して核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書を提出することを強く要望いたします。これは、本市が平和を守るまちであることを、こどもたちや将来の世代に対して責任を持って証明する行動であると考えています。

最後に、もう一点お伺いいたします。防府市は平和行政を担う自治体として、核兵器廃絶に向けた国際的な流れにどのように向き合っていくお考えかの御所見をお聞かせください。同じようなお話になりますが、もう一度お声をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（安村 政治君） 市長。

○市長（池田 豊君） 私のほうからお答えさせていただきます。

私、毎年、防府の戦争と平和展、のぞかせていただいております。そして、そういう平和ということで、市のほうでも後援という形にさせていただいております。ただ、条約の署名・批准というのは、私は国の専管事項であると考えておりますので、先ほど総務部長が答弁したように、平和首長会議の加盟都市としての役割を果たしていきたいと考えております。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員。

○4番（原田 典子君） 市長自らのお答え、ありがとうございます。

被爆から80年を超えた今、核兵器の傘下を風化させてはならないと思います。こども

たちの未来の世代が安心して暮らせる社会を築くため、防府市議会の一員としてここに強く訴えます。二度と核の悲劇を繰り返さない、その堅い決意を国への意見書に込め、市民とともに平和への道をこれからも歩み続けたいと思っております。

本市におかれましては、これからも平和に対する取組を積極的に行っていただくことを強く要望いたしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（安村 政治君） 以上で、4番、原田議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 次は、17番、和田議員。

〔17番 和田 敏明君 登壇〕

○17番（和田 敏明君） 会派「市民の声」、和田敏明です。よろしく申し上げます。

それでは、通告に従いまして、大きく2点について、まず、1点目の火災について質問させていただきます。

今年2月26日に、岩手県大船渡市において林野火災が発生し、その後、山梨県大月市、長野県上田市でも、その後も熊本県南阿蘇村、愛媛県今治市、岡山県岡山市、宮崎県宮崎市、長崎県五島市と相次いで林野火災が発生しております。

本市においても、昭和42年9月18日から3日間燃え続けた右田西目山を中心に、本市と山口市にまたがり約570ヘクタールを消失する大規模な林野火災が発生しております。また、令和6年9月には、山口市秋穂二島で大規模な林野火災が発生し、約37ヘクタールが消失、避難指示も出された事例があります。

林野火災の出火原因として最も多いのは、たき火であり、全体の3割以上、令和4年の統計で36.5%を占め、次いで、火入れ、農地管理等のための意図的な燃焼や放火、放火については、これは疑いを含むということで、その次に、たばこの順で、人為的な要因による火災が、原因が特定されたもののうちの7割を占めております。一方で、落雷などの自然現象によるものは、まれであります。

県内の他市の状況を見ると、下関市では、令和6年の火災原因のトップがたき火で19件、全80件中19件ということです。萩市では、令和5年の火災原因のトップが、やはり火入れ、26件中9件となっており、山口県内においても、たき火や火入れが火災の主要な原因となっていることを示しております。これら野焼きについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第16条の2項の規定により、原則禁止されております。平成13年4月1日から禁止されております。

このような状況下、本市においては、市広報に野焼きは法律で禁止されていますという

題目において、罰則等を含め注意勧告をしておりますが、もう少し丁寧に知らせる必要があるのではないのでしょうか。例えば、他市においては、野焼きの程度に分けて担当課へ、火災の危険性がある場合は消防署へ、常習性がある悪質な場合は警察署へと、野焼きに対する通報先を市民に提示しております。いずれにしても、どのような火災でも人命や財産などに大きな損害があると生じることから、絶対にあってはならないことと思います。

さて、そこでお尋ねいたします。

まず1つ目に、防府市における林野火災及び野焼き火災等のリスクレベルについて、行政はどのように評価しているのでしょうか。

次に、野焼きに関する市民からの苦情・相談の件数や、内容や住民トラブルへの対応状況は具体的にどうでしょうか。

3つ目に、野焼き等に関する農業関係者との連携や、代替処理方法の普及は十分に進んでおりますでしょうか。

4つ目に、野焼き等の監視体制に課題等はないのかお伺いいたします。

それと、5つ目に、現在の火災予防啓発活動、内容、対象、手法は効果的でしょうか。改善の余地はないのかも併せてお尋ねいたします。

最後、6点目に、野焼き等の問題に対し、現行の通知制度や指導に加え、より踏み込んだ対策を検討するお考えはあるのでしょうか。

以上、6点についてお尋ねいたします。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 和田議員の火災についての御質問にお答えいたします。

私からは、本市における火災等の災害対応の基本的な考えと、林野火災及び野焼き火災等のリスクレベルについてにお答えさせていただきます。

議員御案内のとおり、今年2月、岩手県の大船渡市で発生した林野火災では、鎮火するまでに41日間を要し、最終的には延焼面積が3,370ヘクタールにも及ぶ大規模な火災となり、この火災により1名の方がお亡くなりになっております。今年に入ってから、この大船渡市をはじめ、岡山市、今治市、宮崎市など全国各地において大規模な林野火災が発生いたしました。また、議員からもありましたけれども、去年は、山口市秋穂二島の県セミナーパーク西側においても林野火災が発生し、一時避難指示が出されたことも記憶に新しいところです。お亡くなりになられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、これらの火災で被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、本市の過去の山火事を振り返ってみますと、これも議員から御紹介がありました

けれども、私が小学校4年生のとき、私は昨日のこのように覚えています、58年前、昭和42年の9月18日、右田西目山で発生した山火事は、3日間燃え続け、554ヘクタールを焼損する、その年、全国で一番焼失面積の大きい山火事となりました。このような経験から、私は、近年の林野火災についても決して他人事ではなく、防府市においても十分起こり得ると考えており、全国各地で山火事が起きた際などには、改めて関係各所へ注意喚起を行っているところでございます。

今年も異常な猛暑になっています。近年の地球温暖化による気温の上昇や気候変動による乾燥などにより、林野火災の発生確率は、以前に比べて極めて高くなってきていると認識しております。

そうした中、先般、消防団の訓練の成果の発表の場ともなる、県の消防操法大会へ出場する消防団の選考会を見学させていただきました。林野火災において最も力を発揮するのが消防団でございます。消防団の皆様が危機感を持って大会に臨まれておられる様子を見て、大変心強く感じたところでございます。私は、市民の皆様の生命、財産を守ることを第一に考えておりますので、引き続き防災拠点の整備や火災対策に、消防団の皆様、市民の皆様と一緒に全力で取り組んでいきたいと考えております。

なお、残りの質問につきましては、担当の部長のほうから御答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安村 政治君） 消防長。

〔消防長 山崎 泰介君 登壇〕

○消防長（山崎 泰介君） 私からは、5点目の火災予防啓発活動についての御質問にお答えいたします。

防府市においては、全国火災予防運動に合わせ、春と秋の年2回、火災が発生しやすい気候となる時季に、市民の皆様に対して火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止することを目的として、火災予防啓発活動を実施しております。

住宅防火対策の推進として、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の指導、消防フェアを開催し、来場された市民の皆様、住宅火災への予防啓発を行うとともに、事業所などへの火災予防ポスターの配布、ホームページや防府市防災メールを活用しての火災予防の情報発信を行っております。

春の空気が乾燥し、強風の吹く3月から5月にかけては、全国的に林野火災が多くなる傾向にあるため、消防職員、消防団員による林野火災防御訓練を通じて、市民の皆様の山火事に対する防火意識の高揚を図っております。

また、大船渡をはじめ、全国各地で大規模な林野火災が発生したことを受け、5月には、

例年の訓練とは別に、三谷山において林野火災を想定した長距離送水訓練を実施しております。

秋には、幼年消防防火パレードや消防スケッチ大会を開催し、園児・児童、その家族をはじめとして、市民の皆様への火災予防思想の普及を図るとともに、防府市危険物安全協会の会員事業所が参加する消火競技大会では、初期消火技術等の競技を通して、事業所における火災予防の意識を高めております。

また、火災が多発した際には、随時、ホームページや防府市防災メール、消防車両での巡回広報による市民の皆様への注意喚起を行っております。

さらに、火災の発生しやすい年末には、消防団による火災予防広報を重点とした年末特別警戒を実施しております。

このように、消防フェアや防火パレード、スケッチ大会などの啓発活動は、多くの市民の皆様が来ていらっしゃることから、市民の皆様の火災予防に対する意識づけとなっているものと考えます。引き続き火災予防の啓発に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

〔生活環境部長 亀井 幸一君 登壇〕

○生活環境部長（亀井 幸一君） 私からは、和田議員の野焼きに関する苦情・相談件数、農業従事者との連携、監視体制、今後の対策についての4点の御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、野焼き、いわゆる野外での廃棄物の焼却は、構造基準に合った焼却炉を用いるなど、特別な場合を除いて法律によって禁止されています。

一方で、健全な市民生活や産業活動を維持する観点から、どんど焼き、絵馬等のおたき上げ等の伝統行事や、農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却については、認められているところです。

このため、最近では、野焼きのたき火の煙を見ることも少なくなりましたが、野焼きが行われると、その周辺にお住まいの方々から、煙が上がっている、煙い、洗濯物に臭いがつく等の苦情や相談がクリーンセンターへ寄せられることがございます。

そこで、議員お尋ねの2点目、クリーンセンターへの苦情・相談の件数ですが、令和4年度は26件、内訳としては、相談が6件、苦情が20件、令和5年度は31件、内訳としては、相談が4件、苦情が27件、昨年度は19件、内訳としては、相談が7件、苦情が12件となっております。

このような苦情・相談があった場合、クリーンセンターの職員が現場に赴き、火災でないかを確認した上で、行為者に対して、野焼きは法律で原則禁止されていることを告知し、

適切に廃棄物を処理するよう指導を行っております。また、たとえ農業・林業・漁業者の行う例外規定に該当する野焼きであっても、実施する時間帯の配慮や、煙が出ないように焼却物をよく乾かして実施し、煙の発生を最小限にするなど、近隣住民の生活に迷惑をかけることがないように実施するよう指導を行っております。

次に、3点目の農業従事者との連携についてですが、農業従事者に対しては、農業委員会等の関係団体等を通して、野焼きを行う際に配慮すべきことや、稲わら等やもみ殻を有機資源としてすき込むこと、クリーンセンターへの廃棄物の搬入など、焼却に代わる適正な処理方法の周知に努めているところです。林野火災の問題を契機に、今年度、収穫時期などの繁忙期前に、さらなる注意喚起を実施したいと考えております。

最後に、お尋ねの4点目、野焼きの監視体制と、6点目、今後の対応を一括でお答えします。

先ほど市長から御答弁申し上げましたように、地球温暖化が進む中、林野火災の発生の可能性は、以前に比べて極めて高くなっていますので、一層の危機感を持ち、これまで行ってきた注意喚起と指導を、今後も丁寧かつ厳重に行ってまいり所存です。その上で、今年には特に、林野火災が頻発しているという事実がございますので、これを教訓、契機とする形で、業務上、繰り返し野焼きを行っている事業者等に対して、改めて文書と直接訪問による注意喚起を繁忙期前に実施いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、ちょっと順序はばらばらになるかもしれませんが、再質問させていただきます。

まず、本市においては、近年、大規模な林野火災等は発生しておりません。これも常日頃からの消防職員の啓発や、そういったことがしっかりと行き届いていることだというふうに感謝申し上げます。また、野焼き等の苦情・相談件数についても、少しではありますが見え減ってきております。その辺に関しても、これまで行ってきた取組が生かされているのかなというふうには感じております。

しかしながら、大事なのは、事前に防ぐということなんですけど、まず、消防のほうから入っていきたいと思いますが、私は、本当に消防職員の常日頃の訓練、取組等々、本当に頭が下がる思いで見えております。しかしながら、消防職員の命ももちろん大切ですし、その後ろには御家族、それとまた、大切な方々もおられると思います。その方々が悲しい思いをしないように、何が大切かという観点から見ると、やはりいち早く発見し、いち早く

通報し、いち早く現場に駆けつける。これによって、僅かでも職員の安全も、もちろん市民の安全も確保できるのではないかと思います。

今後、消防職員の方々が本当に毎日毎日訓練されて、毎日毎日汗を流して、その効果というか、今まで守られてきた命や財産というものは、本当に計り知れないものだと思います。その中で、両方の観点から、もう一段階啓発というものを踏み込んでいただきたいと思います。今までは、例えば、市の職員であったり、消防団員さんからの通報等が多かったのかとは思いますが、もう一つ、市民のほうからも通報しやすい環境の整備というのは可能でしょうか。一応これは要望として、この場でしておくんですけど、もし何かお考えがあればお示してください。

○議長（安村 政治君） 消防長。

○消防長（山崎 泰介君） 質問にお答えいたします。

消防におきましては、火災とまぎらわしい煙を発生するという揚煙届というのがございます。それがうちのほうに入ってきますので、その際には、野焼きはいいよという返事ではできませんので、実施される場合におきましては、初期消火準備で近くを離れないようにしてくださいねとか、複数でやってくださいとか、そういうふうな指導はしております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 分かりました。そうですね。野焼きがよいというわけではないですね。全国的な火災予防キャンペーンとか、法律規制にもかかわらず、相変わらずたき火や火入れといった昔ながらの行為が依然として火災の要因、原因であり続けているということは、これは単なる不注意だけではなく、農業上の必要性であったり、廃棄物処理の代替手段の不足やコスト、あるいは、長年の習慣に対する意識改革の難しさなど、根深い要因が絡み合っていることと思われまます。したがって、例えば、農業処理の代替だとか、地域住民間の対話の促進がさらに必要というふうに考えております。

そのような中、先ほどおっしゃったように、防府市では、例えば、やむを得ず、例外規定に当たろうかと思いますが、野外焼却を行う場合には、消防本部への事前届出を求めています。これはあくまでも火災と紛らわしい行為を消防署が把握するためのものであり、先ほどおっしゃったように、野焼き行為自体を認可するものではないものというふうに思われます。

このように、国の法律が定める原則禁止と広範な例外規定、そして、それに基づく現場での解釈、執行の難しさ、さらに、合法・違法にかかわらず発生する住民間のトラブル、いわゆる迷惑性というところで、構造的な問題が発生すると思えます。これは改めて要望し

ておきます。また、市民からの通報等の強化もしていただきますよう、これはちょっと要望で、もう終わります。

それと、次に、例外規定に関してですが、国・地方公共団体の施設管理に必要な焼却であったり、災害予防、応急復旧に必要な焼却、あるいは、風俗習慣上、宗教上の行事、例えば、どんと焼きなどですね。あとは、農業・林業・漁業を営む上でやむを得ない焼却、あとは、たき火やその他日常生活上の焼却、例えばバーベキューとか、そういったものになるんですかね。これは非常に解釈と執行の課題があると思うんですが、たとえ例外規定に該当する合法的な野焼きであっても、発生する煙や臭いが周辺住民の生活環境、例えば、洗濯物への付着、室内の汚染、健康被害の懸念などに影響を与え、苦情の原因となることが相談の主なものだろうというふうに思われます。

ここでちょっと確認しておきたいんですが、例外規定はあっても、基本的に迷惑行為というふうになることはあってはならないという解釈でよろしいでしょうか。あえて伺います。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） お答えします。

例外規定という形になっておりますけれど、一応許可というか、認められておるという中での野焼きでございますので、そういった中で権利の乱用ということは迷惑になるというふうに認識しております。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） これまでも直接の指導等は、いろいろ行ってこられたと思います。その結果が、苦情・相談件数の低下につながっているのかなというふうに認識しております。ここからさらに相談ケースを、今、ゼロに向けていかないといけないわけですが、ちょっともう少し具体的に踏み込んだ対応というか、そういったことが今、構想の中にありましたら教えていただければと思います。ちょっと聞き漏らしていたら申し訳ないです。よろしくをお願いします。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） お答えします。

今、御質問に出ております野焼きですけれど、火災予防というところと生活環境の保全というところの2面からの御質問だと思います。火災予防は、もう絶対に防がなければならないということで、消防長のほうが答弁したとおりですけれど、生活環境の保全ということで、さらに生活環境がよくなるように踏み込んで何かをしないのかということでございますが、基本的には当事者同士が話し合って、それぞれが納得した上で、対立を生まず、

納得した上で野焼きが行われるというのが、最も望ましい解決方法だと考えております。

ごみ処理は、許可を受けた者が適切に行うことを方針に法が整備され、様々な計画が行われております。県も市もこれを基調として事業を行っておりますが、要は、市民や事業者は自己処理をせずに、許可を受けたところにごみを持って行ってください。そして、お互いが納得した上で、迷惑がならないようにお互いの配慮の中でやってくださいということでございますので、これからも愚直に注意をして、それから、指導を行うということも続けてまいりたいと思いますし、踏み込んでということでありましたけれど、他市のほうで様々な、議員からも御案内ありましたけれど、優良事例がございますので、対立の原因をなくすという可能性のあるものについては、しっかりと研究を続けてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） ありがとうございます。そうですね。やっぱり対立をなくして、住みよい環境をお互い確保していくということが非常に重要であろうかと思えます。

その中で、じゃあ、今、例えば、農業従事者の方が野焼きをやめれないという、これはこれで要因があるのかなというふうに思います。例えば、昔からずっとその土地でやってこられたものが、市街化区域が変わってきたことによって近隣に住宅地ができて、そこに迷惑かかってしまっただとか、卵が先か、鶏が先かみたいな話にもなるかと思うんですが、いずれにしても、もう迷惑はかけれないという思いは、多分、農業従事者の方も持つておられるんだろうと思います。

その中で、そこで踏み込んで、それが対応できないというところで、やはり変わるものがあるのかな。例えば、焼却施設なんか私ちょっと分からないんですけど、多分高額なものだろうと思います。そういったものを設置するための助成を市で行っていただくとか、例えば、わらとかそういったものを、市のほうでまとまったものを回収していただくとか、それは何が適切か、今、この場ではちょっと分かりませんが、一応その辺も含めて、要は、代替の手法ですね。その辺も、要は、農業従事者の方にも寄り添うというような形でちょっと要望しておきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） 御提案ありがとうございます。住民と事業者が平和裏に共存をしていくためには、やはり野焼きがないというのが一番状態として望ましいですが、それを除去していくということで、今、御提案がありましたようなこと、ちょっと御提案の規格焼却炉の設置というのは、先ほど申し上げましたけど、ごみ処理は許可を受けた者がやるので、中間処理となってしまう焼却炉は置かないようにというのが国の方針で

すので、なかなかこれは難しい。補助金も出なかったり、それを許可を取っていくというのは難しいと思いますけれど、優良事例などたくさんあると思いますので、先ほど農業者に寄り添ってということはありませんでしたが、我々の立場として、事業者、それから、住民の方に寄り添うという形でしっかりと研究していきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） ありがとうございます。市民にも迷惑はかけてはいけない。だとしても、やっぱり農業もしっかり守っていかなければならない。この思いは、ここにおられる皆様は変わるものではないと思われま。

最後になりますが、市民の安全と豊かな環境を守るために、実効性のある政策形成のこの質問が一助となれることを期待申し上げます。

火災予防は、行政の取組だけではなく、市民一人ひとりの意識と行動、そして、地域全体の協力によって成立するものであります。本当にみんなが寄り添って素晴らしい環境を確保していくことを祈念いたしまして、この項の質問は終わらせていただきます。

○議長（安村 政治君） ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。午後からは、和田議員の第2項目めから始めたいと思います。お疲れさまでした。

午後0時 7分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（安村 政治君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

17番、和田議員の2項目めの質問から再開いたします。17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 2項目めは、さっき質問飛んでしまいましたんで、2項目めは手話なしでいきたいと思います。

それでは、公共施設のあり方についてということで、今年度からいよいよ防府市の中学校部活動の地域クラブへの移行が本格化されます。まず、部活動を排除しようという気持ちは毛頭ございませんので、先に申し上げておきます。

質問の趣旨としては、地域クラブへの移行によって、公共施設の利用等に歪みが生じるのではないかとということです。また、公共施設の維持管理についても触れておきたいというふうに思います。

まず1つ目に、施設の利用についてということですが、実は、私の店のスタッフがバドミントンの団体に所属しており、相談を受けたことがきっかけで調査してみました。多種

ある部活動をあれやこれやと例を挙げると混乱しそうですので、あくまでもバドミントンを一つの例として質問していきたいと思えます。

今年の8月から、ソフトテニス地域クラブに移行すると聞いております。そのことから、相談のあった4月の時点で、ソフトテニスがソルトアリーナを8月から毎週月曜日、年間で確保したとお聞きしました。このため、同曜日同時刻に行っていたバドミントンの練習ができなくなることを危惧されておりました。

そのような中、今年の8月から今後、ずっと毎週月曜日の同時間帯、全12面中の8面をソフトテニスの地域クラブでの利用で、スポーツ振興課が優先的に確保しているとお聞きいたしました。

また、本年4月25日に学校施設開放事業運営協議会へ出席したところ、このタイミングでバドミントンの関係者から、毎週月曜日小学校の体育館施設を借りたいと申し入れがありました。残念ながら空きがなく、御希望に沿うことはできませんでした。

ちょっとここで、バドミントン愛好者からの意見を聴取いたしましたので、主なものを紹介したいと思います。まず、全12面中8面も優先で確保されたら、残りの4面を卓球、バレー、バドミントン、フットサル等いろいろな団体がいる中で、各団体の練習の場がなくなる。仕事が終わって活動している市民を閉め出すのか。健康のため、競技力向上のため、ストレス発散のため等、いろんな理由でスポーツをしていると。市民のための体育館ではないのかとの御意見もお聞きいたしております。

さて、事のてんまつといたしましては、4月から、市が年間で地域クラブ練習用で抑えていたソフトテニス急遽キャンセルとなり、事なきを得たとお聞きいたしました。理由は、先生の人事異動等で、ソフトテニスを教えることができる先生が佐波中学校と桑山中学校に移動してきたことで、それぞれ同校を活用して地域クラブをすることになったことにより、ソルトアリーナの職員が、毎週月曜日を利用していた団体に、体育館が空いたことを電話で連絡しているとお聞きしております。

ここで、防府市スポーツセンターの優先利用申請のルールについて整理整頓していきたいのですが、まず、体育館の利用申請には、優先団体と申請できる内容が明確化されております。優先順位1としては、防府市、防府市スポーツ振興課、防府市スポーツ協会、優先順位2としては、スポーツ協会引継市民参加イベント、指定管理者自主事業イベント、優先順位3として、防府市スポーツ協会加盟団体――バドミントン協会であったり、卓球協会等になります。また、学校行事、総合型スポーツクラブと。優先順位4は、行政パートナーシップ団体、優先順位5として、利用頻度の高い団体、これについては条件ありというふうになっております。上記、今、御紹介した優先利用は、行事・大会が原則であり、

大会のレベルといたしましては、全国大会、中国大会、山口県大会、県大会予選、中高等学校体育連盟主催大会、それから、行事というふうに優先順位が定められております。

一般利用者の申請については、優先利用申請された枠を除いて、利用希望日の属する月の3か月前の毎月1日午前8時から抽せんで施設確保ができ、その後は、利用日当日まで空き枠を対象に先着申込みとなります。

優先ルールを見ると、年間利用こま数の条件付きのある優先順位5を除いては、練習で市や各種目団体が確保するのは認められていないと思いますが、そのような中、スポーツ振興課が部活動の練習のために体育館を優先確保するのは疑問に思います。

そこでお尋ねいたします。

まず、アとして、大会や行事でもないのに、地域クラブのために市が優先で確保することにはいささか疑問を感じておりますが、いかがでしょうか。なお、先ほど紹介した事例にもし誤りがあれば、教えてください。

次に、これまで御利用いただいていた利用者も、きちんとルールに沿った手続を行って御予約をされてこられたと思われま。例外なく予約の申請を行うべきではないでしょうか。また、継続的に利用されてこられた団体等には協議、調整を行うべきではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、地域クラブは学校の体育館等を使うなど、学校内でできるだけ解決するというのが最初の趣旨ではなかったのでしょうか。そういう保護者説明も受けているとお聞きしておりますが、いかがでしょうか。また、その他、地域クラブへの移行によって、同様な問題が発生するおそれはないのかをお尋ねいたします。

次に、2番目の中項目で(2)の施設の維持管理についてお尋ねいたします。

ここでは、向島運動公園や多目的広場等の維持管理を例に取ってお尋ねいたします。

多目的広場内テニスコート、公園、駐車場等の維持管理について、私が調査をした限りでは行き届いておらず、利用者に御迷惑をかけている状態にあるというふうに思います。

そこでお尋ねいたします。向島運動公園や多目的広場等の維持管理について、市と指定管理者が連携を取り合って適切に行っているのか。また、チェック体制はどのようになっているのか。

議員の皆さんには、Side Booksのほうに写真を入れております。御覧いただければと思います。また、執行部のほうにも写真を配付しておると思います。1枚目のほうは、ちょうど管理棟のある駐車場のところ。駐車枠の中に樹木が繁茂して、車が止めづらい状況になっております。樹木に当たらないように駐車しようと思えば、当然駐車枠からはみ出るような形になってしまいます。

もう1枚めくっていただければあると思うんですが、防球ネット、かなりもうぼろぼろになっております。これも以前から、私、ずっと指摘してきましたが、一向に改善されておられません。それこそ昨日、ソフトボールの大会がありまして、3球ほど、今、写真で示している場所からボールが出てまいりました。一人ボールに当たった方がおられます。

以上、今後、地域クラブへのまず移行によって、生徒や一般の方々が広く、気持ちよく、納得して施設利用できるか、また、全ての利用者が安全に安心して利用できる環境整備をどのように行っていくのか、お尋ねいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。文化スポーツ観光交流部長。

〔文化スポーツ観光交流部長 松村 慎吾君 登壇〕

○文化スポーツ観光交流部長（松村 慎吾君） 和田議員の公共施設のあり方についての2点の御質問のうち、私からは、1点目の施設の利用についての施設利用の優先順位についてと施設の予約について及び、2点目の維持管理についてお答えします。

防府市スポーツセンターの施設予約につきましては、一般の方は、利用日の3か月前から予約ができます。また、優先予約として、行事・大会等の日程確保が円滑に行えるよう、優先利用などの運用ルールを示し、調整が行われております。優先利用の対象となる使用形態は、公益的な行事・大会を原則としているほか、スポーツ振興を図るため、市やスポーツ協会が誘致した実業団チームなどによる合宿トレーニングといった使用も対象としております。

1点目の優先順位と施設の予約についてです。

このたびは、地域クラブが夜間照明を備え、雨天でも活動可能な場所を探しておられました。地域クラブは、学校で活動することが優先されますが、この時点では、学校施設の使用は調整がつかなかったことから、地域クラブの安定的なスタートのため、万一を想定し、体育施設を予約したものです。その後、調整が付き、当該クラブが学校で活動できることとなったため、予約は取り消しておりますが、この間、施設を継続的に使用されている皆様には混乱を招き、御心配をおかけしたことは申し訳ないものであったと考えております。

地域クラブ活動は、学校での活動が本来の姿であり、今後、体育施設の使用を希望される場合は、現行の予約ルールにのっとり適切に対応してまいります。

2点目の維持管理についてです。

向島運動公園をはじめ、ソルトアリーナ、野球場、陸上競技場、武道館などの体育施設につきましては、毎年度、市と指定管理者との間で詳細を取り決め、管理運営に努めてお

ります。

この中では、定期的な巡回による安全確認を行うとともに、利用者から寄せられた御意見に対しては、即時に共有を図り、軽微なものは指定管理者が対応し、規模の大きなものは市が対応しております。

また、各施設においては、毎月、担当者による会議で管理状況の共有を図っておりますが、安全・安心はもちろんのこと、皆様に気持ちよく施設をお使いいただける視点に立って、より現場確認を徹底し、きめ細かい対応に努めてまいります。

なお、向島運動公園は都市公園であることから、園内の植栽など公園全体の維持管理は、担当部局と連携を密にして対応しております。引き続き関係者と協力しながら、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

〔教育部長 高橋 光男君 登壇〕

○教育部長（高橋 光男君） 私からは、和田議員の1点目の施設利用についての御質問のうち、地域クラブの施設利用についてお答えいたします。

地域クラブは、中学校部活動の教育的意義や役割について継承・発展させていく活動であることから、活動場所については、学校部活動と同様、中学校施設を基本に調整しております。保護者等への説明会においても、こうした考えを基に調整した活動場所をお示してきたところです。

今後、新たに立ち上がる地域クラブの活動場所についても、中学校施設の利用を基本とし、中学校施設の利用ができず公共施設の利用を検討する場合には、他の利用者の皆様に影響を与えないよう、当該施設と調整してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

まず、今回、ちょっと混乱を招いてしまったことについては、地域クラブが始まっていく中で、そこはちょっと怠ってしまったということで申し訳ないということで、改めましてそういう形でよろしいですかね。

○議長（安村 政治君） 文化スポーツ観光交流部長。

○文化スポーツ観光交流部長（松村 慎吾君） ただいまの再質問のとおり、関係の皆様には御心配をおかけしましたことについて、申し訳ないと思っております。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 優先順位のところで少し確認しておきたいのですが、今回、地域クラブのソフトテニスがソルトアリーナを確保という中で、市のほうで確保されたんですけど、これは優先順位の中ではどこに当たるんでしょうか。教えていただけますか。確認です。

○議長（安村 政治君） 文化スポーツ観光交流部長。

○文化スポーツ観光交流部長（松村 慎吾君） 優先利用団体の優先順位、先ほど御質問の中でも1番から5番まで御紹介がありましたけれども、今回は、市のスポーツ振興課のほうで予約を取っておりますので、優先順位1ということで考えております。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） ちょっと意外でした。優先順位1。私、5とっていたんですが、1ということであれば、これは練習での利用というのが、今、資料を確認する限り、ちょっと記載されていないように思えるんですが、これは、優先順位1からずっと練習でも確保ができるということですか。

○議長（安村 政治君） 文化スポーツ観光交流部長。

○文化スポーツ観光交流部長（松村 慎吾君） 今、御理解されているとおりで、優先順位5が練習利用ということなんですけれども、今回は、新たに始まる地域スポーツクラブへの対応ということで、ちょっとその辺りの整理が曖昧になったまま、こういう状態になってしまったということでございます。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） じゃ、今回誤りということで、一旦クリアにして、優先順位1はちょっと申し訳なかったということで、本来は、優先順位5の条件付きという中で今後は行っていくという形でよろしいでしょうか。

もう一点、ごめんなさい。ちょっと心配されておりますのが、新たな枠をつくって、今から地域クラブが優先になってしまうんじゃないかということをご一般の利用者の方からちょっとお聞きしていますので、それをちょっと安心させるために御答弁いただけますか。

○議長（安村 政治君） 文化スポーツ観光交流部長。

○文化スポーツ観光交流部長（松村 慎吾君） まず、最初の質問ですけれども、現在の優先順位5は、利用頻度の高い団体ということで、実際に高校の部活動等でも、ここに該当して練習で使っていただいている例はあります。ですから、今後、地域クラブでそれなりの頻度を持って練習を予定される場合には、ここの優先順位5のところになるかと思えます。

新たに枠を設けてということにつきましては、現時点どうするかというところの方針は、まだ持っておりません。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） これもしっかり聞いておきたいんですが、優先5の条件枠を活用したとして、多分条件付きというのは、年間利用、練習で言えば1,000こま以上というのが条件になってこようと思うんですが、それは変わらずということで、しっかりその辺は確保して、きちんと調整を行っていくというような形でよろしいでしょうか。確認です。

○議長（安村 政治君） 文化スポーツ観光交流部長。

○文化スポーツ観光交流部長（松村 慎吾君） 体育館アリーナであれば、今の御質問のとおり、年間1,000こま以上ということになりますけれども、今後、使用を予定されているクラブが、それ以上の練習使用を予定されている場合には、ここに該当するんじゃないかと思っております。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 分かりました。思ったより時間がなくなったので。

そうですね。今から、地域クラブももちろん大切だと思います。そのような中で、今こういうふうに変わってきて、例えば、今後、学校に夜間照明を配置したり、そういった環境を整えていくということをちょっと要望しておきたいんですが、何か今の時点でお考えがあれば、何かお示ししていただければと思います。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 夜間照明についての御質問にお答えをいたします。

現在、学校施設では、松崎小学校と桑山中学校のほうに夜間照明をつけておりまして、現在、教育委員会のほうでは、それ以外の学校につけるような予定はございません。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） すいません。ちょっと聞き取りづらかったんで、もう少しマイクを近づけてしゃべっていただくと、傍聴者の方も分かりやすいんじゃないかと思います。では、要望という形で行っておきます。

次に、2つ目の維持管理について、市長もスポーツ好きですんで、ちょっと現場行ったらよく分かると思いますが、先ほど詳細については、市と指定管理がしっかりと取り決めて、しっかり現場を確認して行っているということですが、もうぼろぼろです。もうネットはみんな破れとるし、この前行ったとき、ソフトボールのBコートに当たるところは、

ファースト側が全部穴が、穴というか、くぼみができて、これも3人こけました。その穴にはまってですね。樹木の維持管理もできておりませんでした。先ほど駐車場もそうだし、公園側の駐車枠は全く消えております。このような状態です。ただ、名誉のために言っておきます。樹木の維持管理に関しては、私、担当課、都市計画課の公園係ですかね、お願いしたところ、即来て即対応していただきました。だから、言えばできるということなんです。だから、大事なのは、そこに、言うまでのところなんですよね。対応できるんですから。そこのちょっとシステムというか、連絡体制というか、そこをしっかりと図っていく必要があると思うんですが、今、ちょっとどういった連絡体制になっているのかだけ教えていただけますか。

○議長（安村 政治君） 文化スポーツ観光交流部長。

○文化スポーツ観光交流部長（松村 慎吾君） 指定管理者とは担当課において逐次情報を共有し、施設の維持管理に努めているところです。補修につきましては、利用者の方の安全・安心を第一とした上で、施設の使用上、支障が大きいと考えられるものから、なるべく速やかに実施したいと考えております。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） すっかり時間がなくなってしまいましたので、ここであんまり細かいことをもう聞けないので、部長、ちょっとお願いがあるんですが、一度私と一緒に現場に行っていただけませんかでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（安村 政治君） 文化スポーツ観光交流部長。

○文化スポーツ観光交流部長（松村 慎吾君） 今年度に入りましても私も現地のほうに何度か足を運んでおりまして、私の前任とも議員一緒に行かれたことがあるというお話も伺っております。また機会がありましたら、ぜひ同行させていただきます。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 機会は調整してつくりましょう。本当にお金を取っている施設ですんで、まずは皆さんが安全に安心して暮らせる環境整備をしっかりと行っていかないと、これはあり得ないということで、今後しっかりと取り組んでいただきますことを、私もしっかりと確認してお伝えしていきたいというふうに思いますんで、共に取り組んでいただけますようよろしくお願い申し上げます、私の全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、17番、和田議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 次は、21番、三原議員。

〔21番 三原 昭治君 登壇〕

○21番（三原 昭治君） 会派「絆」の三原昭治です。通告に従いまして、2項目について質問いたします。

まず1項目めは、小・中学校における防犯体制・対策について質問いたします。

子どもたちにとり安全で安心の居場所であるべき学校において、去る5月8日には、東京立川市の小学校で、男2人が学校内に侵入して暴れ、教職員5人がけがをする事件がありました。幸い子どもたちに身体的被害はありませんでしたが、子どもたちは心に大きな痛手を受けました。このように、近年、学校に不審者が侵入する事件が全国的に発生していますが、防府市における小・中学校の防犯体制・対策と課題についての取組をお尋ねいたします。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 三原議員の小・中学校における防犯体制・対策についての御質問にお答えします。

学校は、子どもたちにとって安心して学ぶことのできる安全な場所でなければなりません。そのため、各学校では、様々な訓練などのソフト面と防犯設備の充実などのハード面の両面から、学校の防犯対策に総合的に取り組んでおります。

先日、河村議員に御答弁申し上げましたとおり、全ての小・中学校において危機管理マニュアルを作成し、その内容を教職員に周知徹底しているところです。このマニュアルに基づき、来校者の対応や、教職員と児童・生徒が参加する不審者対応訓練を実施しております。訓練は、少年安全サポーターやスクールガード・リーダーの指導も受けながら行い、訓練後には、危機管理マニュアルや出入り口の防犯体制、施設・設備の整備状況などについて指導・助言を受け、改善を図っております。

また、不審者侵入の監視や抑止の対策としては、市内全ての小・中学校に防犯カメラを設置し、入り口等には防犯カメラを設置している旨を明示しているところです。不審者の侵入等が確認された場合には、教職員がまずは子どもたちの安全を確保した上で、不審者への対応とともに、警察等への通報をすることとしております。

なお、現在、市内全ての小・中学校がコミュニティ・スクールとして地域とともにある学校づくりを推進しており、地域の方々からの支援を受けている中で、完全に外部からの人の出入りを絶つことはできないという課題があります。この反面、地域の方々の出入りが、不審者の侵入抑止など、子どもたちの安全・安心を守る重要な存在にもつながっていると考えております。

教育委員会では、議員から御案内のあった事件を受けて、全小・中学校に注意喚起を行ったところです。また、学校においては、危機管理マニュアルや防犯カメラ等の侵入防止対策について、警察等による御助言もいただきながら、再点検や見直しを行っているところです。今後も引き続き、学校が子どもたちにとって安全・安心な場所となるよう、安全対策に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、少し再質問をさせていただきます。

今、壇上で、市内の小・中学校には防犯カメラが設置してあるということですが、この防犯カメラに残された録画のデータ、これはどのように管理をされているわけですか。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 防犯カメラのデータについての御質問にお答えいたします。

防犯カメラのデータにつきましては、1か月間保存しておりまして、その後、上書きをされておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 1か月間残して、その後は上書きということは、目を通していないということになりますね。そうですね。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 防犯カメラのデータについてお答えいたします。

学校への不審者等、何か事態があれば、見直し等カメラのデータを確認するとともに、警察への提供などもすることになっております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 確認した場合ということなんですけど、先日の先ほどありました同僚議員の質問の中で、防犯カメラの映像は、職員室もしくは事務室から監視できる体制を整えているということを御答弁なさってございましたが、監視体制はどのように整っているのか教えてください。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 監視体制についての御質問にお答えいたします。

防犯カメラのモニターを事務室や職員室に配置しておりまして、そこで見れるようにな

っております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） それでは、その防犯カメラの映像は、四六時中、教職員の方が見ているということですね。監視ができるという体制が整っているなら、そういうことになると思うんですが、どうでしょう。それと、声が小さいから、もうちょっとこれ押しつけて、大きくお願いします。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 監視体制についての御質問にお答えいたします。

事務室や職員室に設置してあるモニターにより監視できる環境はございます。しかし、教職員が常駐するということは難しい状況にありまして、学校におきましては、校舎の入り口の管理を徹底しておりまして、不審者の侵入に万全の対応が取れるように努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 万全の体制というのは、100%に近い体制なんですけど、後また話しましょう。

それと、正門、校門とか通用口など、施錠というのはどういうふうにされておりますか。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 正門等の施錠についての御質問にお答えいたします。

各小・中学校には複数の出入口がございます。その中で門扉等があるところもございまして、そういうのがなくて通行ができるようなところもあるような状況でございます。施錠につきましても一部はしておりますが、していないところもございます。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） それで、今、施錠ができる所、できない所、門扉がある所、ない所というお話でしたが、市内の中学校11、小学校17校について、ある所とない所の数を教えてください。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 小学校のうち、門扉がある学校につきましては15校ございます。そのうち、施錠をしている門がある学校は4校でございます。次に、中学校につきましては、同じ場所にある野島と富海を除きまして、残り9校のうち、門扉がある学校

は7校でございます。そのうち、施錠で管理をしている学校は5校でございます。（後刻訂正あり）

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 家でいうたら、玄関にドアがある家とない家があるという、極論ですけど。ドアがなかったら入りやすいですね。ドアがあったら入りにくいですね。今あるとことないところというので回答いただきましたけど、これから、ないところに対してはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。

学校での不審者の対応につきましては、まず玄関ですね。校舎内に入る場合はしっかりと管理する。それから、敷地も不審者が入れば、教職員など見つけた場合はすぐ対応いたしますし、校長等も一日複数回巡回などを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 入れば対応すると。これは、また後、この話をいたしましょう。

次に、不審者が入った場合、先生がまず、矢面という言葉はいいか悪いか分かりませんが、率先して対応されるわけですけど、その先生方の訓練の実施方法、また、防犯に対する研修等はどのようにされておりますか。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 訓練、研修等についての御質問にお答えいたします。

訓練につきましては、スクールガード・リーダーや山口県警の少年安全サポーターの方などの指導、御助言もいただきながら対応しているところでございます。避難訓練等であれば、年間複数回実施しております。それから、いろんな県などが行っております研修にも教職員は参加しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） すいませんね。もうちょっと大きなマイクつけたら声が大きくなると思いますので、すいません、よろしくお願いします。

研修、また実施訓練等を行われているということなんですが、分かりました。そこで、よく防犯の道具というか、そういう侵入者に対する備えとして、さすまたによる対応とい

うのがあると思うんですよ。恐らく各学校にはさすまたを配備されていると思うんですけど、各学校に配備されているさすまたの数、そして、どういうところに置いてあるというか、設置してあるかお尋ねいたします。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） さすまたについての御質問にお答えいたします。

全ての小・中学校で、さすまたは複数本設置しているところでございます。配備場所につきましては、教職員が即座に対応できるよう、常時いる職員室や事務室などを中心としております。また、緊急時にはしっかり対応できるように、スクールガード・リーダー等の指導等の下、さすまたを使った訓練も実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） すぐさま使えるように職員室にということなんですけど、たしか立川市のは教室に入ってきましたよね。誰もまだ気がつかない状態ですよ、その時点では。だから、そういうことも想定されて、やはり配置するポジションと、また、さすまたの数も、これも増やす必要があると思うんですよ。1年1組で不審者が入ったと職員室に伝わるのは、ひょっとしたら伝わらんかも分かんいですね。そこで犯罪が起こったら大変なことになる。だから、できたら……。こないだ銀行に行きましたら、何というか、見えるところに木刀が置いてありました。木刀が。よう使いますかと言ったら、さあという話やったです。さすまたの話もしました。訓練もされていると。どこにありますかと聞いたら、いや、奥ですと。だから、やっぱり使わないのが一番いいんですよ、使わないのが。だけど、こういう事件が起きるのは、もう現実です。だから、できるだけ近いところに、どこで起きるか分からないという、災害と一緒にですよ。それと一緒に、そのような装備をしていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 教育委員会では、今回の事件を受けまして、各小・中学校に校長会や、それから、文書等で再度注意喚起をしているところでございます。各学校では、マニュアルや設備等の見直しも行ってございまして、今後、警察等の御助言をいただきながら、必要な設備やマニュアルの見直し等に取り組むようにしておるところでございます。また、さすまたがない場合につきましては、学校で教室にあるもので不審者対応ができる、そういうのもスクールガード・リーダーや少年安全サポーターから御指導をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） ちょっと僕の頭ではよく分からないけど、教室にあるもので対応というのは、教室にあるものって、例えば、どういうものが教室にあるわけですか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） あまり詳しく言うとあれなんですけれど、机とか椅子が、机を板をこっちに持って足にすると、体を守れるし、相手を追い込むのには役に立ちます。それから、先ほどのさすまたの話ですが、議員おっしゃるように職員室に置いても、今、小学校なんか授業中ほとんど皆、教室に出ておりますんで、置き場所はやっぱり各学校が考えて、廊下の一フロアというか、一つの建物のどこかということで、効果的な場所に置くように、こういう指示も指導も受けていますんで、さっき言われたように、引っ込んだところに置いていても意味がないんで、その辺についても訓練のときに使い方、そして、置き場所の確認等も行われております。

以上です。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） それと、不審者が入った場合、今、学校の先生のお話をお尋ねしましたが、こどもたち児童・生徒の防犯教育、そして、防犯訓練というのはどのように実施され、年にどのぐらい行われているのか。また、よく言われるんですけど、避難場所、これも災害と一緒に。こういうこと起きたら、ここに皆さん避難しなさいという、避難場所も必要だという専門家の話でしたが、その点はいかがですか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 不審者対応の訓練ですけど、年に1回以上は行っております。それから、避難場所については、どこからどういう入り方をするのかなんですけど、先ほど申しましたように、まずはこどもたちの安心・安全の確保をします。だから、教室の遠くだったら、教室に置くのか、あるいは、体育館に行くのかというのは、それぞれ場面場面で学校のほうでの危機管理マニュアルのほうに示してあるし、ちょっとあんまり詳しいことはあれですけど、そのときの動きについて約束事がございますので、それにのっとって動くようになっております。ただ、幾ら何回やっても、やっぱりやるごとに新たな課題も出てきますし。犯人に対峙するのは安全確保の後ということになりますので、とにかく自分の命を守るというのを前提に動いております。

以上です。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 最近、SNSとかスマホによっていろんなもので情報が入る

んですけど、不審者情報というのがよく私のメールにも入ってきます。この不審者情報の近年の状況はどのようになっていますか。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 不審者情報の御質問にお答えいたします。

過去3年間でございます。各学校から不審者に関する報告があった件数は、令和4年が14件、令和5年が24件、昨年度、令和6年度が26件となっております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） それと、不審者の侵入事件というのは、防府市では近年あまり私も聞いたことはないんですけど、その状況があれば、ちょっと教えてください。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 侵入事件についての御質問にお答えいたします。

令和4年以降でございますが、令和4年に、敷地内に不審者がいたということが2回ございました。令和5年度以降はございません。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 令和4年に2件あったということですが、そのときの対応はどのようにされたんですか。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 敷地内に不審者がいたときの対応についての御質問にお答えいたします。

まず1件は、運動場に男性が侵入されており、教員が見つめて声をかけて、敷地から出ていただきました。警察へも連絡し、警察、パトカーによる巡視等も行っていただいているところでございます。

もう一件は、これも運動場に男性が歩いているのを教諭が校舎の中から発見しております。これは、そのまま敷地の外に出られております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 大きなことにならないでよかったなと思っております。

それと、先ほどから出てきております少年安全サポート、スクールガード・リーダーというポジションがありますが、この方々の役目や人員を教えてください。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 少年安全サポーターとスクールガード・リーダーの役目と人員についての御質問にお答えいたします。

まず、少年安全サポーターでございます。これは、山口県警察の方でございます。防府市はお一人いらっしゃいまして、各小・中学校の緊急訓練とか防犯教室、校外パトロールや安全点検の指導、助言などをいただいているところでございます。

それから、スクールガード・リーダーでございますが、まず、役割としては、児童・生徒に対する安全教育や危機管理マニュアルの作成、ソフト面の対策に関する指導や支援、ハード面の対策に関する指導や支援をいただいているところでございます。今、本市では2名いらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 少年安全サポートの方は1名ということですね。スクールガード・リーダーの方は2名。これは在駐されているわけですか。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） まず、少年安全サポーターでございますが、この1名の方は市役所の8階のほうにいらっしゃいます。月のうち17日ほど勤務されております。スクールガード・リーダーにつきましては、常駐というわけではなくて、各学校を巡回していただいているところでございます。年1回でございます。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） スクールガード・リーダーの方は、お二人で各学校を巡回されているという答弁だったんですけど、どのぐらいの頻度で巡回されているわけですか。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 巡回の頻度についての御質問についてお答えいたします。

スクールガード・リーダーの方につきましては、各小・中学校の避難訓練等に合わせて、年1回巡回をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 巡回というよりは、指導に行かれているということですよ。というのは、何でこの話をしますが、この事件を受けて、テレビとかいろんなところで専門家の方がいろいろ言っていた中で印象に残ったのは、このスクールガード・リーダーの必要性を再認識しなければいけないということを言っていたらいいなと思いました。

たしかその後に、車で子どもたちをひいたという事件がありました。そのときも、たしかスクールガード・リーダーの方が犯人を取り押さえたということでした。もっともっと、これ、お二人、先ほど少年安全サポートの方は1人、スクールガード・リーダーの方は指導のみということを見ると、もう今の状況を考えると、もっと増員して、もう巡回してもらいような体制を取るべきではないかと私は考えておるんですけど、この増員ということとは考えられませんか。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） スクールガード・リーダー等の増員についての御質問でございます。

議員の言われるとおり、子どもたちの安全が第一でございます。今、本市では教職員も巡回しておりますし、みまもり隊の皆様も子どもたちの登下校などを見守っていただいているところでございます。スクールガード・リーダーは年1回でございますが、少年安全サポーターは年間を通して市役所にいらっしゃいますので、随時の訪問や相談などに乗っていただいているところでございまして。今は特に、学校の安全・安心につきましては、学校とも協議し、また、警察等の専門的な御助言もいただきながら、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） なかなか即ということは難しいかもしれません。例えば、常駐していらっしゃるからという言葉になると、警察の方は警察署にいらっしゃるからということになると思うんですよ。パトカーで警らされていますね。あれもすごく抑止になったり、いろんな意味で即座に対応ができるという体制が取れるわけですよ。ぜひそういう面も考えていただきたいと思います。

次に、さっき、銀行の金融機関のお話をしました。金融機関では、例えば、不審者が入って、例えば、強盗ですよ、あそこに入るというのは。ということになれば、ブザーを一つ押せば、もう警察に通報できるという体制が取れるわけなんです。私はあまり銀行に行くことはないんですけど、銀行の知り合いと話したときに、やっぱりあれがあるとすごく安心だと。いざというときに、昔、防府でちょっと強盗事件があったとき、現場にいらっしゃった方と話したんだけど、後ろからボツてできんかったかねという話をしたら、金縛りにあって何もできない。そりゃ現場におつたらできんですよという話を聞きました。確かにそうでしょう。私もようしないと思います。だから、ボタンを押せば通報できるというシステムなんです。ぜひこれをちょっと研究して、これは警察とも十分協議をして、

そういうシステムが取れないかということをちょっと検討していただきたいんですが、いかがでしょう。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 通報装置についての御質問でございます。

緊急通報装置は、ボタンを押すだけで警察につながるという利点がございます。ただ、設置場所に人がいない、そこに行かなければ押せないという点もございます。本市におきましては、学校校長、教頭、クラス担任等にPHSを配付しておりまして、防犯、それに限らず、緊急時に関係機関と即座に連絡ができる体制を整えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） PHS、懐かしい言葉が出てきましたね。知らない方もいらっしゃるかもしれんけど、携帯も同じことですよ。だから、もう古い感覚じゃなくて、新しい感覚で対応していきましょうということを私は言っているんです。ぜひそういう面も検討していただきたいと思います。

それと、これも専門家の方が言ってらっしゃる、なるほどなど私も納得したんですけど、侵入者対策としての原則があると。原則が。それをすごく強調されていました。この原則ですが、教育長、どんなことだと思いますか。侵入者対策の原則。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 突然あれですけど、私は、むやみに刺激をしないというふうには、まず一つは思っています。それから、あとは、子どもたちを守るんだから、大人が複数で当たったりというのは、それはもう動きに入ってくるんですけど、柔らかい声かけから、その人の意図を読み取りながら誘導していくと。あとは、力づくであるかなと。いえ、すいません。最後は関係ありません。

以上です。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） そんなことなくていいですよ、原則は。学校防犯の専門の先生が言っていらっしゃったのは、原則は、不審者を学校に入れないこと。これが原則。いや、本当にそうなんです。今日、防犯の質問もありました。前回、私、防犯も質問をしました。これも、あの後にテレビ見ていたら、同じことを言っていましたよ。不審者を家に入れないことを考えなさいと。家に入っただけの対応はできませんと、ということをおっしゃっていました。だから、不審者を家に入れない、学校に入れないことが原則。

じゃあ、そのためにどうしたらいいのかと。さっき、門扉がないと、施錠はしていな

い、できないとこ。いろいろ本当言うと、今の世の中に私はそぐわない体制だなと思って
いるんですよ。そこで、学校周辺に人感センサー、警報装置、そこを通れば、学校の中に
鳴るとい装置があるんですよ。それをつければ、防犯カメラずっと見ちよく必要性もな
いし、防犯カメラって抑止もあるんですけど、どちらかと言ったら、後の事後的な捜査の
ほうが大きなポイントだと思っています。ぜひそういうものを備える。家でも備えとって、
夜遅く帰ったら、ブーと鳴ったら、奥さんが来て怒られますよ。そういうようなシステム
をつくって、そんなに高くないですよ。それを学校につければ、もう人が入ったら、すぐ
分かります。だから、とにかく学校に入れないこと、それが一番らしいんですよ。ぜひ
そういうシステムをちょっと研究して、検討して、対応を考えていただきたいと思いま
すけど、教育長さん、どうですか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） すいません。先ほどは、もう入った想定から私は考えてお
りましたんで、ちょっと間違っておりました。学校に入れないというのが一番であるにつ
いては、もう私もそのように考えています。入り口が見えるように事務室の者が座ってい
ますので、それでそこに対応したりとか、もちろん入れないことについて、センサーをつ
けることも学校の方法ですし、学校によっては、夜通ったらパカッと光る、ありますよね、
センサーが、夜間のときの。ああいったものも含めて、今から、それこそAIというか、
そういったいろんなものが発達している中で、できるだけ子どもたちをより効率的にと
いうか、しっかり守れるようなことについて、しっかり研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） ありがとうございます。

子どもたちの安全・安心を守るためには、万が一の事態を想定した備えが私は不可欠だ
と思っております。学校の防犯整備、教職員、児童・生徒、地域が一体となった防犯意識
の取組が必要だと私は考えております。

そこで、やはり今、私がいろいろ言いましたが、こういう設備があるよ、こういうのし
たらいいじゃないかというのは、お金がかかります。お金が。そこで、子どもたちの安
全・安心が第一と強調され、大きなお財布の鍵を持っていらっしゃる池田市長、こ
どもたちを守るという観点から、ぜひしっかり考えていただきたいんですが、どうぞ。

○議長（安村 政治君） 市長。

○市長（池田 豊君） 三原議員から子どもたちの安全の確保のためにいろんな提言を
今、いただいておりますけれども、私としましては、教育委員会と連携して、とにかくこ

どもたちの安全を守るという観点から、全てのことを排除することなく、最善の方法を取れるように、教育委員会とも連携して取り組んでいきたいと考えています。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 最善を尽くすという前向きの言葉をいただきましてありがとうございます。

それでは、次の質問に入ります。

市指定ごみ袋のレジ袋利用について質問いたします。

二酸化炭素（CO₂）排出量をゼロにする脱炭素社会を目指し、防府市では、CO₂削減ほうふ市民運動を展開しております。その一環として、昨年からは、レジ袋の代わりに市指定のごみ袋を販売する試行実施を行っています。私は、この指定ごみ袋のレジ袋利用について、令和4年度に一般質問で提案しましたが、一步前進とうれしく思っております。

そこで、試行実施の実績、検証結果、また、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 三原議員の市指定ごみ袋のレジ袋利用についての御質問にお答えいたします。

本市では、近年の地球温暖化を一因とする気候変動により、集中豪雨や猛暑等の異常気象が頻発している中、明るく豊かで健やかなほうふを次世代へ継承し、こどもたちの笑顔あふれる未来を守れるよう、一昨年4月に、市民、事業者、行政が一体となって、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すカーボンニュートラルシティ・チャレンジ宣言を行い、CO₂削減ほうふ市民運動を展開しているところでございます。

さて、議員お尋ねの市指定ごみ袋のレジ袋利用についてです。

市では、買物時のごみの発生抑制のため、マイバッグの利用を推奨をしております。

そうした中、マイバッグを忘れたときなどに、レジ袋の代わりに市指定のごみ袋を選ぶことができる取組を、昨年の3月から試行的に行っております。この取組は、レジ袋の代わりに市指定ごみ袋を使用することで、ごみとして捨てられるレジ袋を削減できる、いわゆるプラスチックごみの削減、ひいては、二酸化炭素排出量の削減につながる、地球環境に優しい取組であると考えております。現在、市内8店舗において取り組んでおり、市ホームページや市の広報、ポスター等を作成し、市民への周知を図ってきているところでございます。

使用の実績といたしましては、現在まで18枚という結果にとどまっております。これ

は、マイバッグが定着してきたとも言えますが、商品をごみ袋に入れて持ち運ぶということから、今の市指定ごみ袋のデザインでは、ごみ袋をレジ袋にすることに抵抗があるのではと思っており、また、そういった声も伺っております。

こうしたことから、マイバッグを忘れてきた人たちに、少しでも多くの方に市指定ごみ袋をレジ袋として選択していただけるよう、ごみ袋をレジ袋の発想ではなく、レジ袋をごみ袋にという発想の下、ごみ袋のデザインや形状などを工夫するとともに、この取組に協力していただける店舗の拡充を図ってまいりたいと考えております。市内の各店舗の皆様がレジ袋として市の指定ごみ袋を使用するようになっていただければ、防府らしいカーボンニュートラルが進むものと考えております。

今後も引き続き市民の皆様と一緒に、一步一步着実にカーボンニュートラルシティの実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。大体私が考えていることの御答弁をいただいたんですけど、一つ、これが、たしか去年の3月からスタートかけて、販売枚数が18枚。その18枚の……。防府には大・中・小があります。そのうちどれが、18枚の内訳はどうなっていますか。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） お答えいたします。

レジ袋として使っていたのは、小の袋になります。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 小だから、これですね。前回は僕は同じこと言うんですけど、ここに何が書いてあるか、ここの中で読まれたことがある方は、ちょっと手挙げてみてください。誰もいらっしゃいませんよね。誰も見ない、読まない、何の役目も立っていないということになるんですよ。

それで、これ、久留米市のレジ袋なんです。ごみ袋であり、レジ袋なんです。こういうんですけど、これは久留米市のイメージキャラクター。これは、くるったじゃなくて、くるっぱです。これ、特小です。確か防府のは17リットルだと思う、小が。これは8リットルです。よく売れるそうですよ、これが。だから、やっぱり恐らくこれを下げて歩く人はあんまりいないのじゃないかと。特に女性感覚からいうと、前には女性が2人いらっしゃいますが、まず、保健子ども部長、どっちを、もしレジ袋としては使いたいですか。

○議長（安村 政治君） 保健子ども部長。

○保健子ども部長（石丸 典子君） 一市民としては、黄色いほうを使いたいと思います。

○ 21 番（三原 昭治君） 選挙管理委員会事務局長はどちらを……。

○議長（安村 政治君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（須藤 千鶴君） そうですね。私も黄色いほうが使いやすいかなとは個人的には思います。

以上です。

○ 21 番（三原 昭治君） ありがとうございます。突然声をかけてすみません。ぜひこれは本当に、前も同じこと言ったんですけど、このデザインを市内の小・中学生や高校生から募集する。この中の標語も募集する。キャッチコピーとして使う。こういうのを防府がやっていただきたいんですよ。これは、先ほど言いましたホームページや市広報でいろいろ PR しているというより、恐らく、カーボンニュートラルとか脱炭素社会とかいろんな運動をやられているけど、PR 効果はこれが一番だと思うんですよ。これが、市民意識を高めるための PR 効果は一番だと思うんですよ。どうして一番だと思いますか。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） PR に一番だということでございますが、やっぱり目につくということ、それから、市民に身近であるということでございますので、一番の効果があるというふうに思います。

○議長（安村 政治君） 21 番、三原議員。

○ 21 番（三原 昭治君） 防府の世帯数は約 5 万 8, 000。でも、これは週に 2 回必ずこれを見なければいけない。だから、抜群の効果だと思いますよ。5 万 8, 000 の人が週に 2 回見てくれる。それで、例えば、毎年変えれば、今年はどんなのが入っちゃうのかねとか、いろいろ興味を持ってもらえると思うんですよ。もうとにかくアイデアを絞って、やはりやるからには本気でやる。中途半端にやるんじゃないでなくて、今の体制は中途半端ですよ。前年度やって、今年度もまた変わらなくて同じことしよるじゃないですか。8 店舗の何店舗か言っていましたけど、は、と言われて、あんまり反応はよくなかったですよ。だから、こちらがやる気出せば、売る方も、また、市民の方にも浸透すれば、もっともつとその効果が、意識効果というのが出てくると思います。

そこで、もう一点。恐らく、今、試行実施をやるに当たっては、全国でたくさん指定ごみ袋をレジごみ袋に利用しているところは、もう物すごくあります、今。だけど、そこと防府が大きな違いが、利点の一つあるんですよ。ずっと調べて電話をかけました。いろんなところにもしてみました。だけど、防府と大きく違うな、よし、これ防府でやったら全国的に知られてくるぞと思ったことがあるんです。どういうところだと思いますかと聞いてもいいですかね。どうぞ。

○議長（安村 政治君） 市長。

○市長（池田 豊君） 議員の言われていることは、私が最初答弁いたしましたけれども、まさにスタートして、ごみ袋を使えばいいという発想で来ていましたけれども、前回のときも議員のほうからそういう、たしか御指摘があったかと記憶しております。防府5万世帯ありますけれども、いろんところで一つのもので、そのデザインがよければ全国に発信できるというか、使ったものが、ごみ袋を捨てるときも、ごみ袋じゃないようなイメージになれば、まちがまた爽やかなイメージになるかと思っております。やっぱりこれを持つことによって、みんながマイバッグ持っていこうというのにもつながると思いますし、こういう防府のまちは、黄色かブルーか分かりませんが、それが防府の色だということになりますので、いろんな面で防府を発信できると考えております。

この取組については、昨年3月からで、1年少々ですけれども、本当に18枚ということでは、何のために実験をやっているか分かりませんので、それを受けて、これを生かして、この結果は結果なんで、これを未来に向かってカーボンニュートラルを進める上でどのようにやっていくか、それをしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 何かうれしくなるような答弁ありがとうございました。

それで、何が違うかというのは、市長も言われたとおりの違いもある。大きな違いは、他市のほとんどが、一般のごみ袋を減らすための目的でやっているわけなんです。僕の単細胞の頭が考えると、1枚減らして、これを1枚使ったら同じじゃないかと。というのは、皆さん、プラスチックのごみ袋がほとんどなんです。防府市は、その点、植物由来のバイオマスプラスチックじゃないですか。それを使ってやるということになると、さらに効果があって、全国的にはなぜやっていないんですかと聞いてみると、経費がかかると。えーと私は思いましたけど。太陽光をつけるのと一緒。あれを太陽光つけたら、何年になったら元が取れるなんて人は、つけないほうがいい。あれは、地球温暖化を考えてみんなつけるというのが当たり前の、普通の話なんです。それと一緒に、これをよその市にはないです。みんなほとんどプラスチックのごみ袋です。レジ袋にというのをやっているのも、これもプラスチックです。だから、そういうふうにと考えると、防府はこんなすばらしいこともプラスされるんだから、それを一緒に入れてやれば、もっともったいいものができる。

それと、もう一つ。ふと思っていたんですけど、こういう、私は、これ、しゃれたように見えるんです。ラッピングにも使えるんですよ。ちょっと入れて、ここへリボンつけて、人に物をあげると。そのぐらい使いたくなるようなレジ袋にもっていけば、必ず市民

の人もそういうふうに見てくれます。

それと、もう一つ。今、一人暮らしの方が、どんどん単身者が増えてきているんです。小さいのが欲しいという方もたくさん、今、いらっしゃる。そういう方にも役に立つ。一石三鳥、四鳥にもなると思うんですよ。今、市長の答弁を聞きまして、楽しみにしておきますので、ぜひよろしくをお願いします。

それでは、最後に市長にということになります、市長がもういい答弁をしていただきましたので、気持ちよく私は質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、21番、三原議員の質問を終わります。

教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） すいません。先ほど三原議員の御質問で、門扉がない小・中学校、施錠している学校について数字を述べましたが、ちょっと訂正をさせていただきます。門扉がない小学校につきましては17校中13校、施錠している小学校は4校でございます。それから、中学校につきましては、門扉がない学校につきましては6校でございます。門扉で施錠をしている学校は5校でございます。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 三原議員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（安村 政治君） 次は、7番、田中健次議員。

〔7番 田中 健次君 登壇〕

○7番（田中 健次君） 市民クラブの田中健次です。本議会最後の一般質問となります。しばらくの間、御清聴よろしくお願ひしたいと思います。

今回は、4点にわたって質問をさせていただきます。

質問の第1は、重要土地等調査法の区域指定についてであります。

重要土地等調査法、正式な法律名は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律ですが、重要土地等調査法と略されますので、この名称を使いたいと思います。

この重要土地等調査法は、2021年、令和3年6月に成立し、2022年、令和4年9月に全面施行されています。この法律で重要施設及び国境離島などの機能を阻害する土地・建物を利用する利用を防止するため、重要施設の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内や国境離島などの区域を、注視区域あるいは特別注視区域として指定し、国において区域内の土地等の利用状況等の調査を行い、重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為が認められた場合には、土地等の利用者に対し機能阻害行為の中止などの勧告や

命令を行うことができるとするものであります。重要施設としては、自衛隊などの防衛関係施設、海上保安庁の施設、原子力関係施設や空港などの生活関連施設があります。

ところで、今年5月1日から防府北基地を中心とした周囲おおむね1,000メートルの区域が、これまでの注視区域から特別注視区域に変更されました。特別注視区域では、面積が200平方メートル以上の土地・建物の権利の移転や設定する契約を締結する場合には、契約の当事者双方に事前の国への届出が求められ、届出をしないで契約をした場合などには、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金が課せられることがあります。

そこで、具体的な質問に入りますが、1つ目の質問は、特別注視区域に変更されたことに伴い、市はどのような対応をされているのかについて伺います。

2つ目の質問は、注視区域の指定や特別注視区域への変更に当たり、国から資料の提供、意見の開陳、その他の協力を求められたのかについて伺いたいと思います。

3つ目の質問は、身近な行政組織である市として、市民の相談窓口を設置するべきではないかと考えますが、御見解をお伺いしたいと思います。

以上3点について御答弁よろしく願いいたします。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 白井 智浩君 登壇〕

○総務部長（白井 智浩君） 田中健次議員の重要土地等調査法の区域指定についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の北基地周辺の特別注視区域への変更に伴う市の対応についてです。

重要土地等調査法は、国境離島や安全保障上重要な施設等の機能を阻害する土地・建物の利用を防止することを目的としています。この法に基づき、国により注視区域、特別注視区域が指定され、区域内の土地等の利用状況の調査や機能阻害行為の中止などの勧告、命令等が行われることとなります。このうち、特に重要な施設の周辺区域である特別注視区域では、200平方メートル以上の土地等の所有権移転の際、内閣府への事前の届出が必要となっています。

本市では、令和6年4月に、大平山無線中継所と防府北基地・防府送信所の周囲おおむね1,000メートルの区域が注視区域に指定されました。そして、このたび、議員御案内のとおり、防府北基地が特に重要な施設として位置づけられ、その周辺が特別注視区域に変更されたところでございます。

特別注視区域での内閣府への土地等売買等の届出義務については、不動産取引の際の重要事項説明の一つとされていることから、変更案が公表された昨年12月以降、宅建協会等から問合せ等をいただいていたところで、必要事項等を内閣府に確認し、情報を共有す

るなど、法の施行に向け準備を進めてまいりました。

そして、5月1日からの特別注視区域への変更に合わせて、市広報やホームページによる情報提供、リーフレットの市役所・出張所窓口への設置等により、その周知に努めているところでございます。

次に、2点目の国の意見聴取についてです。

国の区域指定の際には、その境界線が土地利用の状況に即したものであるかを確認するため、該当自治体へ町・字の境界、開発計画等の状況について照会が行われます。本市でも令和6年の注視区域指定の際に内閣府から照会があり、こうした情報を提供いたしました。このたびの特別注視区域への変更の際にも照会があり、状況に変化がないことを報告いたしております。

最後に、3点目の市における相談窓口の設置についてです。

内閣府の専用ホームページにおいて、この法律の説明や土地等売買に関する届出方法等、様々な情報が提供されています。また、専用のコールセンターが設置されており、ここで一元的に対応されることとなっています。しかしながら、内閣府への直接の問合せは、敷居が高いと感じられる市民の方もおられることと思われまますので、総務部内に、市民の皆様の相談窓口を設置してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 御答弁ありがとうございました。国からの照会というのは、字の境界だとか、そういったものだったり、都市計画ということだろうと思います。そういうものについては、一定程度実情を知らせるという意味で必要なことだろうと思います。

それで、実際にこの区域というのが1,000メートルというわけですから、かなり広範囲にわたるわけですね。市のホームページから内閣府のホームページのほうへリンクが貼ってありますので、それをたどっていくと、その区域が内閣府のホームページに示されています。それを見ると、言ってみれば、植松の辺りが起点にすれば、旧国道2号が一つの境界になって、それから、水道局がその中に含まれるような形で、市役所は含まれませんが、桑山中学校のすぐ西側が境界になるという形で、それから、やや南東のほうに行きまして、松原の市営住宅は含まれなくて、そのすぐ前を境界が通ると。そういう形で、さらに南のほうに行って、特別養護老人ホームのまめ舎が含まれて、産業道路沿いにそのまま境界が行って、華陽中学校ももう少し南に行きますので含まれ、中関小も境界に含まれると。その中には、当然、中関公民館も含まれる形で、田島山の頂上よりももう少し南側を境界として通っていくと。西浦の公民館は含まれませんが、その少し東側を通るよう

な形で行くという形になります。こういう形で、かなり華城、それから中関のかなりの部分、それに華浦も含まれるということで、関係の住民も多かろうと思います。

そこで、最初に言いましたけれども、法律の13条で、届出を出さないと、これは6か月以下の懲役または100万円以下の罰金という形になります。不動産取引で重要事項という形で説明しなさいということになっておりますが、それを怠った場合、それをしても、それをきちっとできない場合、それから、書類を郵送する、あるいはオンラインでもできるみたいですが、オンラインでするためには、IDを事前に取得しておかないといけないとか、そういったこともあろうと思います。そういう意味で、誤ってというか、悪意がなくて市民が届出を出さないということも、今後あり得るのではないかと思います。

それで、市広報の5月1日号の分には出ておりますけれども、非常に簡単なものしか出ておりません。さっき私が申したような地図などは、そこには示されておられません。せめてそれぐらいの詳しいものを市広報あるいは市のホームページにも、リンクたどっていけば内閣府のホームページでそこまで行くわけですけれども、そういったものを示したほうがいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安村 政治君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 御質問にお答えいたします。

内閣府のホームページで防府市の境も非常にはっきりと示されておまして、オンラインでも申請できて、私も入り口までは入ったんですが、自分の住所を入れるようになりますので、ちょっとそこまでは中には入らなかった。簡単にできるようになっているというのは実感でございます。

今、地図のほうもというお話もございました。また、宅建業界等と相談しながら、必要な情報提供についてはしっかりと提供していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 私の質問の中の相談で、市の一番住民に近い窓口として市があるわけで、そういった意味で、市民に対する相談窓口をつくるということは結構だと思います。それで、ぜひそれをやっていただきたいと思います。

それで、総務部長も申されたけれども、市広報とホームページは、私も確認をしましたけれども、内閣府が作るリーフレットを公民館などに配置したというのを言われましたが、私がよく使う公民館は佐波公民館なので、圏域外ということで、多分華城だとか、中関だとか、新田の公民館などには置いてあるんだろうと思うんですが、そういう理解でいいのでしょうか。

○議長（安村 政治君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 全ての公民館に設置していると認識しておりますが、ちょっと佐波を外しているようであれば、早急に配置するように指示いたします。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 分かりました。それで、相談窓口には、その内閣府のパンフレット、これ8ページぐらいですので、ぜひこんなものも増し刷りをして、それから、地図もある程度、一覧で見れるような形で、そういうものを設置いただきたいということを要望しておきます。国のほうが本当にこの法律が必要なかどうか、国会審議の中では、防衛省のお役人もこれが必要な該当するようなどころはないというふうなことを国会答弁で言われたというふうに物の本に書いてありますし、当初この話が出たときに、北海道のほうの例で挙げられた、外国人が買われた土地というのは、基地から3キロのところ、今回の法律では1,000メートルというふうになっておりますので、それを想定したものでもない。この法律が本当に要るのかどうか疑わしいようなものでありますけれども、ぜひこの辺については、市民が変な形で巻き込まれないように、万全の体制を取っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

質問の2つ目は、地域クラブ活動についてであります。

防府市では、学校部活動の地域クラブ化に向けて、2023年度、令和5年度に柔道・剣道のモデル事業、2024年度、令和6年度には、モデル事業として、さらに軟式野球と吹奏楽を地域クラブ化しております。今年度、2025年度、令和7年度には、市の認定基準により認定された地域クラブによる活動も始められ、2026年度、令和8年度には、地域クラブへの完全移行とする移行スケジュールが示されております。

そこで、1つ目の質問になりますが、4月以降に立ち上げがどのような形で進んでいるか、また、現時点での課題、成果についてどう考えているかについてお伺いをしたいと思います。

2つ目の質問は、市が運営する地域クラブを設置された長門市の事例も参考にすべきではないかということです。

長門市では、部活動改革として、市が運営する地域クラブ、NAGATOスポーツ・カルチャークラブ、略称「Nクラ」というそうですが、これを設置され、会費は月1,000円、就学援助世帯は、半額と報道されています。また、指導者として、兼職による現職教員のほかに、市職員も多数が兼職により指導されるようであります。

防府市も長門市の事例を参考にし、来年度の運営によい点などを取り入れることが必要

になるのではないかと考えますが、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 田中健次議員の部活動の地域移行についての2点の御質問にお答えします。

私は、地域全体で子どもたちを見守る温かい土壌の中、全ての子どもたちが希望するスポーツ、文化・芸術活動に親しめる場を地域につくっていきたいと考え、中学校部活動の地域移行に取り組んでおります。

まず、1点目の、4月以降に立ち上げが進んでいるのか、現時点での課題、成果についてどう考えるかについてお答えします。

本市における地域クラブは、昨年度まで10団体が活動しておりましたが、今年度は4月から11団体が加わり、現在21団体が活動しております。田中議員におかれましては、図書クラブの代表者として子どもたちの学びの場を提供いただき、心より感謝申し上げます。

図書クラブを含め、4月から活動をスタートした地域クラブについては、学校の枠を超え、目的を同じくする仲間が集まり、充実した活動を行っていると考えております。

地域移行に関する課題といたしましては、モデル事業を実施する中で、活動場所への移動、クラブ運営に必要な経費、指導者資格の取得の3つの大きな課題がございました。

活動場所への移動については、公共交通機関で通う生徒の交通費を公費負担するとともに、来年度から生徒を送迎するためのマイクロバス3台について、購入に向けた準備を進めております。

また、クラブ運営に必要な経費として、立ち上げ時のユニフォームなどの費用、指導者資格の取得費用についても公費負担しているところでございます。

このような防府モデルにおける取組により、本市の地域移行は、令和7年度末の完全移行に向けて着実に進んでおります。

次に、2点目の長門市の地域クラブの良い点など取り入れることが必要になるのではないかとについてお答えします。

議員御案内の長門市につきましては、市の面積や生徒数、学校規模など、地域の特性を踏まえた取組として、県内では、防府市と同様、先駆的に進められていると思います。

本市では、令和3年度に部活動改革推進協議会を立ち上げ、実践研究、実証実験、モデル事業を経て、様々な方の御意見をいただきながら、地域の特性や実情に合った地域クラブの環境整備に取り組み、今年度から防府モデルとして地域移行を推進しているところで

す。

私は、地域移行後も、地域クラブは持続可能なものでなければならないと考えております。今後も防府モデルを進める中で、新たに生じる課題に対しても、現場で取り組んでおられる方々の声を聞きながら改善を行い、こどもたちが生き生きと活動できる地域クラブとなるよう取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 私が代表しておる図書館クラブ、図書クラブではなくて図書館クラブですので、よろしく申し上げます。私が一番年長者なので、代表というふうな形になっておりますが、実際は、私よりもはるかに若い女性の方たちが中心で頑張っておられます。

それで、長門市の例を、私、新聞だとかテレビの報道で知って、それで思わずびっくりしたんですが、びっくりしたことの一つは、直営でされていると。このことについては、防府市が認定をするという形で、そういった団体にするということなんですが、もう一つは、指導者サポートコーチという形で、これ新聞に報道されておりますが、91人の方が関わっているということで、そのうち教員の方は13人で、一般の方が36人だけでも、市の職員が42人関わっていると。これ、兼職という形だろうと思うんですが、そういう形で行政が大きく関わっておるということが、一つ驚いた点であります。

もう一つは、会費が月1,000円という形で、これについては、防府市の会費の実情が大体どういう形になっているのか。今年の2月時点だったと思いますが、市のホームページなどに出ておりますが、3,000円とか、5,000円とか、6,000円というような数字が出ております。そういうところの差というものを少し感じますので、ちょっとこの辺が大きく感じたわけです。そういった点で、長門市で参考にできるところというところでお尋ねをしたわけです。

それで、昨年12月、議会に対する説明会で出された資料があります。それと、今年の2月に教育委員会が市のホームページに出された資料を見比べると、そんなには変わっておりませんが、微妙に変わっているところもあります。完全に一致したものではありません。それは、あるクラブが3つの会場で分かれてやるということが、1つの会場になったというようなことが例えば言われております。それで、保護者の方からは、途中で話が変わったという感じで受け止められておるんですが、それは、一つは、私は、指導者の数の問題があるんじゃないか。2月に出された分は、ユーチューブで担当者の方がポイントに合わせて肉声で説明されるような形で大変分かりやすいんですが、その中でも、

ある部については、指導者が2人しか市内にいないので、2クラブしかできませんと。こんなことも嘆かれて、新しく指導者になっておられる方がおればというような形でありました。その種目については、市の職員さんが市の大会によく出られているというのを防府日報などで私、時々見ますので、そういうことが可能なかどうかというふうに思います。

そこで、一つは、会費について、やはりある程度高い会費を引き下げのようなことを、これもなかなか難しい、認定したクラブにお任せするということかもしれません、ちょっとこの辺についてどうなのか。それから、もう一点。市の職員のそういった方を改めて採用して、そういうことをやっていただける方がおられれば、そして、クラブの数が増えれば、多少そういったゆとりというのか、運営についてできると思いますので、この辺について改めてお答えを願いたいと思います。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。

会費につきましては、活動場所について中学校を中心に行っているということで、それらの費用はかからないようにしているところでございます。それで、長門市に比べて高いところもございしますが、指導者の謝金等を見ますと、もらっていらっしゃらない方から1,000円程度と、決して各クラブは利益を上げているわけではございません。各クラブを運営する中で、低廉な会費で運営をしていただいていると考えているところでございます。

市の職員につきましては、今、2名ほど指導者として参加をしていただいていると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 会費も、あと、ユニフォームなどは個人持ちだとか、道具についても、例えば、野球であれば、バットはチームということになるんですけども、グローブなどは個人持ちだとか、そういう形で結構お金がかかるんだというような話を、ちょっと私、間接的にはありますが、お聞きをしますので、ぜひ今後はそういった点についても、関係団体そして保護者の御意見などを聞きながら、新年度に向けて改良できる場所があれば進めていただきたいということだけお願いして、この質問を閉じさせていただきたいと思います。

時間もありますので、質問3番目に入りたいと思います。

質問の第3は、高齢者等バス・タクシー運賃助成制度についてであります。

現在の防府市の高齢者等バス・タクシー運賃助成制度では、70歳以上で運転免許を持っていない人、65歳以上で運転免許を全て自主返納した人、年齢により微妙に異なるが、

運転免許を持っていないことが要件となっております。このほか、心身障害者福祉タクシー利用券の交付対象要件を満たしている人も対象となっております。

ところが、近隣の自治体を見ると、周南市では、路線バスとタクシーのどちらにも使用でき、1枚につき200円引きとなる助成券が年間48枚、9,600円分交付されています。その対象者は、周南市に住民登録のある75歳以上の方、もしくは65歳以上74歳以下で自動車運転免許を受けていない方となっており、75歳以上の方は運転免許の有無にかかわらず、全ての方が助成券の対象となっているわけです。また、山口市では、敬老福祉優待バス乗車証（バス券）が山口市に居住している70歳以上の方に交付され、路線バスを1乗車100円で利用できます。

防府市も運転免許の返納時の要件を外すべきではないかと考えておりますが、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 田中健次議員の高齢者等バス・タクシー運賃助成制度についての御質問にお答えいたします。

私は、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、外出しやすい環境を整えることが大切だと考えております。

高齢者等バス・タクシー運賃助成制度は、高齢者や障害者など移動手段をお持ちでない方が路線バスやタクシーを利用される場合に、運賃の一部を助成することで、外出しやすくすることを目的とした制度です。65歳以上の運転免許証を返納した方や、70歳以上の運転免許証をお持ちでない方等を対象に、バス専用券あるいはバス・タクシー共通券をお配りしております。

議員から運転免許の有無を要件から外すべきではないかとの御提案ですが、この制度には、移動支援や公共交通の利用促進だけでなく、高齢者に運転免許証の返納を促すという目的があり、平成29年の制度開始後、それまで年間300人程度であった免許返納者数が500人を超え、その後も同程度の人数で推移しているという効果も上げているところでございます。全国的に高齢者の運転による重大な事故が増加している中で、警察からも、本制度は高齢者の免許返納につながる有効な制度であるとの評価もいただいておりますので、免許返納の要件は、今後も続けてまいりたいと考えております。

なお、参考までに、運転免許証の有無を条件から外した場合には、現在約6,000人の対象者が4倍以上に大幅に増え、事業費は単純計算でも約1億5,000万円の増となります。このため、運転免許についての条件を外すことは、他の施策の見直しにもつなが

ることとなります。

しかしながら、制度開始から時間がたち、超高齢社会を迎える中で、社会情勢も変化してきております。必要としておられる方に支援が確実に届けられる制度となるよう検討していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 免許返納者がこの制度によって300人から500人に増えたということは、確かにそういうことがあるのかもしれませんが、免許証の返納というのは、こういう形ではなくて、もうちょっと別の市民への周知だとか、お願いだとか、あるいは家族の方に働きかけるだとか、様々な実は方法があるんじゃないかというふうに思っておりますし、それから、山口市は、免許返納者に対して、市独自のサービスという形で、市の関係の温泉施設に安く入れるとか、それから、これはこういったものがあるわけですね。それで、74歳以下の方については、やっぱり周南市も免許の返納ということの中に入れておりますので、今後はぜひそういったことも。4月の特別委員会でも、運転免許証の要件の有無、この見直しをということで、今後検討してまいりたいというような答弁が、たしかあったと思います。検討してまいりたいというのは、普通はやらないというときの方便で使われて、前向きに検討するというのが、本当に検討するということだというふうに議会答弁であるんだということを、私、議員になったときに古参議員から聞きましたが、ちなみに、研究するというのは、全然やる気がないというときに研究するという話でございましたけれども。防府市も少しはやはり将来を見据えて、考えるべきようなときに実は来ているのではないかというふうに思います。市長も多少そういう思いがあるんじゃないかというふうに私も感じております。

3月の補正で、物価高騰対策という形ではありましたけれども、75歳以上の方に期間限ってではありますけれども、200円のそういったバス・タクシーチケットを10枚お配りするという形で、これなどは、ある意味では、今回の私の提案を社会実験したような一面もなきにしもあらずだなと思いつつながら、昨日の夜、今日の質問を考えておりましたけれども、ぜひそういった声が根強くあるということと、それから、免許証の返納ということは、やはりセットでも考える部分はなきにしもあらずだけれども、やはりそれとは別の形も考えていただきたいということを強く要望して、この質問については、これで終わりたいと思います。

最後に、質問の4つ目に入らせていただきたいと思っております。

質問の第4は、道路関係補助等の要件についてであります。

議員になってから、道路に係する要望を市民の方からお聞きする中で、困ったことがあります。それは、補助等の対象の要件として、こんなことが必ず書いてあります。当該道路の沿線に土地・建物ともに5戸以上の所有者がある、こういったものとされているものが多いということでもあります。私道改良のさきのときの交付要綱、私道舗装補助金交付要綱、認定外道路取扱要綱、道路維持用資材支給要綱、市道路線編入基準に関する規程の取扱い要領、市道等反射鏡設置要綱など、厳密に、今、先ほど申し上げたのと同じ文言でないものもありますが、土地・建物5戸以上のものが公共性があるとして、補助をする形になっております。5戸に満たないので、市の要綱等により補助ができないということに住民にお伝えしても、同じように税金を払っているのに、なぜ対象にならないのかとの苦情をお聞きするわけです。なぜ4戸や3戸では駄目なのかと考えてしまうわけでもあります。

相談を受けたある事例では、以前は5戸以上あって認定外道路として補修をされたけれども、それからもうかなりの年月がたち、再度の補修という際には、1軒が空き家となり、それが駐車場となって、要綱に該当しないと、こういったことがございました。これから人口減少、空き家の増加など社会情勢の変化も予想され、現在の要件を弾力的に緩和すべきではないかと考えますが、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

〔土木都市建設部長 藤本 英明君 登壇〕

○土木都市建設部長（藤本 英明君） 田中議員の道路関係補助等の要件についての御質問にお答えいたします。

議員御案内の道路関係補助等に係る要綱・要領につきましては、公共性の観点から、対象要件を土地・建物ともに5戸以上としております。これらの要綱・要領の中には、年数が経過しているものもあり、制定当時と比べ全国的な人口減少、空き家の増加など、時代背景も大きく変化しております。このため、今後、おのおのの要綱につきましては、空き家の対策等、防府市のまちづくりを進めていく上で、時代に即した要件となっているか、見直しを検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 空き家が増えていたり、そういうことの対策で見直すということなんですが、先ほど述べた質問の文書を作って、それから何日かたって、改めていろいろと県内の情勢なども私なりに見てみましたが、担当の部署として県内各自治体の状況など多少把握しておるところがあれば、お示し願いたいと思います。

○議長（安村 政治君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（藤本 英明君） 御質問にお答えいたします。

近隣の山口市、周南市、宇部市の3市でございますが、私道改良工事補助金では、宇部市が10戸以上、周南市が5戸以上、山口市が2戸以上となっております。また、私道舗装補助金では、周南市が5戸以上、宇部市が3戸以上、山口市が2戸以上となっております。

以上です。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 私は自分なりに、先ほどのバス・タクシーの分、周南と山口調べましたが、周南と山口見ると、周南、お示しのあったものは5戸なんですけれども、例えば、周南市でも、法定外の公共物の原材料支給制度、これは防府市では5戸以上、自治会が申請すれば原材料を支給していただけるんですが、山口市は2戸になっているんですね。1戸であれば、それは公共性がないけれども、2つあれば、やっぱり家が2軒あれば公共性があると、そういうような形であります。私道の舗装の分は、周南市5戸なんですけれども、法定外公共物の原材料支給、それから、法定外公共物の維持工事補助金、これもやはり2戸でなっているわけです。山口市は、言われたとおり、名前がちょっと様々変わっておりますけれども、2戸以上という形になっております。1戸であれば、それはもうその家専門に市が補助するという形になりますので難しいんですが、やっぱりこの辺、もう少し弾力的に、今後すぐ直ちにというわけには、検討しないと難しいかもしれませんが、この辺、周辺の市が2戸だとか、3戸だとかいう形で示しておるわけですから、そういうものがやっぱり公共的だというふうに考えていくのが、これからの考え方。それから、家が空き家になっていけば、それはどうするのかというのいろいろな議論があるところだと思いますが、駐車場であれば、あるいは更地になっておれば、これからそこに家が建つ可能性もあるわけで、道路がそういう形で事前に整備されておれば、それなりの開発ということが進む可能性もあるかもしれませんので、ぜひこの辺、前向きに、そして、早急に検討していただきたいということを要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（安村 政治君） 以上で、7番、田中健次議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、7月2日午前10時から開催いたします。その間、各委員会におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。

なお、お疲れのところ大変申し訳ございませんが、午後 3 時 2 0 分より議会運営委員会を開催いたしますので、各関係の方々には第 1 委員会室に御参集ください。お疲れさまでした。

午後 3 時 8 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 6 月 2 3 日

防府市議会議長 安 村 政 治

防府市議会議員 石 田 卓 成

防府市議会議員 宮 元 照 美